

平成20年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年9月5日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

| | |
|------------|------------|
| 1 番 三和 郁子 | 2 番 矢野 隆行 |
| 3 番 梶山 幾世 | 4 番 内田 聡史 |
| 5 番 奥村 治男 | 7 番 川口 東洋 |
| 8 番 西本 俊吉 | 9 番 本田 章紘 |
| 10 番 田中 良隆 | 11 番 藤下 茂昭 |
| 12 番 中島 一雄 | 13 番 田中 孝嗣 |
| 14 番 中田 幸子 | 15 番 小島 進 |
| 16 番 野並 享子 | 17 番 小菅 六雄 |
| 18 番 鈴木 市朗 | 19 番 原田 薫 |
| 20 番 田中栄太郎 | 21 番 林 克 |
| 23 番 河野 司 | 24 番 秦 眞治 |

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|--------------------|--------|--------------------|--------|
| 市 長 | 山崎甚右衛門 | 副 市 長 | 川尻 良治 |
| 教 育 長 | 大堀 義治 | 会 計 管 理 者 | 山中 重樹 |
| まちづくり政策室 政 策 監 | 南 喜代志 | 総 務 部 長 | 前田 健司 |
| 市 民 健 康 福 祉 部 長 | 新庄 敏雅 | 都 市 建 設 部 長 | 堤 文男 |
| 環境経済部長 | 岡野 勉 | 環 境 経 済 部 政 策 監 | 土肥 義博 |
| 教 育 部 長 | 東郷 達雄 | まちづくり政策室 次 長 | 中島 宗七 |
| 総 務 部 次 長 | 富田 久和 | 都 市 建 設 部 次 長 | 高田 一巳 |
| 環 境 経 済 部 次 長 | 川端 良雄 | 教 育 部 次 長 | 山本 治一郎 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 市田 新一 | 秘 書 課 長 | 立入 孝次 |
| 総 務 課 長 | 川端 弘一 | 企 画 財 政 課 長 | 小嶋 祐太郎 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | | | |
|------|----|----|-------|----|----|
| 事務局長 | 田中 | 正二 | 事務局次長 | 井狩 | 重則 |
| 書記 | 赤坂 | 悦男 | 書記 | 辻 | 昭典 |

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員22名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程どおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番、本田章紘君、第10番、田中良隆を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。

それでは、通告第4号、第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。5番、奥村治男でございます。私は、2問について質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目につきましては、中学校における武道の必修化につきまして、質問をいたします。

武道は、我が国固有の文化であり、子どもたちに我が国の文化や伝統を尊重する態度を身に付けさせると共に、自分で自分を律し、相手を尊重する人間性を養う上で極めて有効なものであります。

学習指導要領の改訂作業を進めている文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会では、中学校の体育の授業で武道を男女を問わず必修化する方針が決められました。早ければ平成23年度にも実施されることとなります。昨年12月に改正されました教育基本法に盛り込まれた伝統文化の尊重を受けたもので、必修化によって武道が中学生により身近なものになると考えます。

そこで、必修化にあたり、市内各中学校での武道を実施できる道場などの施設が整備されているのかどうか、また、指導者が確保できるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

そして、武具や胴着の購入など、保護者に新たな経済的な負担を求めることになるのか、その場合の金額と、経済的に困難な家庭に対する支援策の導入の意向についてお伺いしたいと思います。

次に、2点目は学校給食費滞納者への法的措置についてお伺いいたします。

学校給食費の負担につきましては、学校給食法第6条第2項の規定により、食材費等は保護者の負担とすることと定められております。しかし、保護者の中には経済的に支払う能力があるにもかかわらず、支払おうとしない者もいて、そのモラルの低下が全国的にも問題となっております。

当市におきましても、平成20年5月末現在で139名の保護者が給食費を滞納しており、総額は313万円にも上ります。このような事態を放置しておくことは、市の財政面だけでなく、まじめに給食費を支払っている保護者の公平性を保つことができません。

そして、何よりも大人社会の規範の低下を子どもに示していることにもなり、教育上からも看過できる問題ではありません。

そこで、まず現在滞納している139名の滞納の理由と期間がどのようになっているのか。そして、当市の今までの対応についてお伺いしたいと思います。滞納対策として千葉

県市川市では本年度から保護者に学校給食申込書を提出させるように仕組みが導入されました。

また、大阪市や奈良県橿原市、仙台市では、支払い能力があるのに6カ月以上滞納している保護者に対しては、給与差し押さえなどの法的措置がとられており、草津市においても既に平成18年度から実施されております。

当市においても、支払い能力がある滞納者に対して法的措置をとり、訴訟手続による履行を請求する必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

また、収納目標期限についてもあわせてお伺いします。

以上、2点についてよろしくお願ひします。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） おはようございます。奥村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中学校における武道の必修化についてでございますが、各学校での武道を実施できる道場などの施設につきましては、現在中学校3校のうち、野洲中学校には体育館と別に柔剣道場が平成8年度に建設されております。

また、中主中学校では平成5年度に体育館が建設されまして、2階の一部が格技場となっております。活用をしている状況でございます。

しかし、野洲北中学校につきましては体育館のみで、柔剣道場は整備されておられません。

次に、指導者の関係でございますが、現在、野洲中学校、中主中学校では柔道を取り入れており、保健体育科の教師が指導をしております。野洲北中学校は、ダンス学習を選択しておりますので、武道は取り入れておりません。3中学校とも体育の教師が武道を指導することは可能ですが、今後は国や県の指導者講習会に積極的に参加をいたしまして、指導者の資質を高めるよう努力したいと考えます。

次に、武具や胴着の購入など、保護者負担の関係でございますが、柔道着につきましては購入費は1万円程度であります。他の体育競技と同様に個人使用であることから、原則的に個人負担となります。

また、剣道を指導する場合、武具につきましては学校備品として必要数を市で購入することになります。

また、この柔道着の購入に関する経済的に困難な家庭の支援策についてでございますが、既に要保護、準要保護の生徒に対する就学援助費の中に、体育実技用具の購入に対する支援がございます。

次に、2点目の学校給食滞納者への法的措置についてのご質問にお答えをいたします。

学校給食負担金の滞納につきましては、平成20年5月末現在では幼稚園を含めまして、滞納繰り越し分の未納額が平成12年度から平成19年度分で313万771円ですが、その後、8月末までに10万3,100円の納入があったことから、現在では302万7,671円の未納額となっております。

未納者の滞納理由につきましては、経済的理由や転出先の居所不明などが考えられますが、具体的な理由は不明でございます。

また、滞納者に対する徴収対策の現状につきましては、現年度分は学校で督促や催告通知をすると共に、電話や面談による納入指導を行っております。過年度分につきましては、学校教育課で催告通知を行い、平成19年度には43万7,000円の納付があったところでございます。

次に、法的措置とその時期につきまして、現在内部で協議を行っております徴収マニュアルを早急に確定し、督促状の発送、最終催告等の手続を経た後、悪質滞納者と考えられるものに対しては年度内に簡易裁判所に支払い督促を申し立てる予定でございます。なお、時効につきましては留意していきたいと考えております。

また、必要に応じて仮執行宣言の申し立てにより、強制執行の手続を進める計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、中学校の武道の研修について、2点について再質問をいたします。

1点目は、武道の必修化は礼儀作法の習得にも大変有効な手段であることは間違いありませんが、それを指導できる人材をどうして育てるかが問題であります。新学習指導要領実施時には、どの学校においても伝統や文化を大切にするという趣旨を踏まえた武道の授業が実施できるよう、市内各小学校を指導していく必要があると思われませんが、所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、最近の保護者には社会人として人格を疑うような理不尽な行動が多くあります。子どもを教育する前に、親の再教育から始める必要もあろうと思われれます。本市での理不尽な親の要求の実態と、武道必修化への対応についてお伺いをしたいと思います。

次に、学校給食費滞納者への法的措置について、4点について再質問をいたします。

まず1点目は、学校給食費滞納対策の手續の中で、学校側が実施すべきものと、教育委員会が担当するものに分かれると思いますが、その手續の流れについてお伺いしたいと思います。

2点目は、これまで給食費を滞納したまま卒業した児童・生徒がいたと思われませんが、これまで滞納していた保護者に対しては、卒業年度始めに必ず納入の督促や催告を行い、正当な理由なく納入されない場合は卒業証書等は学校長が預かるぐらいの強い態度で保護者に事前通告しておくべきと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、3点目につきましては、未納の転校生につきましては、給食費等の滞納分をすべて精算してもらった上で、学校長は転校証明書等は出すべきであります。食い逃げは許されません。これまでどのように対応されてきたのか、また、今後の対応についてもあわせてお伺いしたいと思います。

4点目、学校給食費滞納保護者139名の中で、支払い能力がありながらも正当な理由もなく支払いに応じない悪質滞納者や、経済的に納付が困難な保護者、分割支払いが可能な保護者等、滞納理由の分析調査はこれまで行われてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 奥村議員の武道の必修化に関わります再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、体育の授業での武道の必修化につきましては、指導者の育成、それから指導技術の向上というのは大変重要であるというふうに考えております。

同時に、武道の精神の根底に流れる相手を尊重する、あるいは文武両道とか、あるいは心技一体などについても指導者として身に付けておくべき資質であると考えます。教育委員会としましても、指導者講習会等の機会を通じ、こうした両面を兼ね備えた指導者の育成を図っていききたい、このように考えております。

それから、再質問の2つめであったと思うんですが、本市の理不尽な親の要求の実態とか、それと結び付けて武道必修化への対応についてのご質問だったと思います。

本市においての理不尽な親の要求実態につきましては、現在のところ、学校からは聞いておりませんが、過去におきましては私も聞いたことがございまして、皆無ではございません。将来、親となる子どもたちが武道の授業を通じまして相手を思いやる心や、あるいは伝統的な礼儀作法、こういうようなものを身に付けることによりまして、豊かな

情操や道徳心を持った大人として育ってくれるものと考えております。

あと、給食費に関する再質問につきましては、部長からお答えをさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） おはようございます。それでは私の方から学校給食負担金に係ります奥村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

4点ご質問がございました。まず、1点目の学校と教育委員会事務局との役割分担的なご質問があったと思いますけども、先ほど教育長の方から答弁申し上げましたように、基本的に現年度分の未納につきまして、過年度分に分けて、当学校教育課の方で分担して徴収をいたしております。

学校では現年度分につきましては、未納が発生した場合にはまず電話で催促します。それから、それでも納めていただけない方につきましては文書によって催告を行っております。

また、過年度分が未納となっている方につきましても、学校にいる在籍者につきましては現年度分とあわせて納付指導を行っております。

それと、学校教育課の方では過年度分につきまして催告書の発送とか、分納、分割でございすけども、分納の誓約の取り付けなどの納付指導を行っているところでございます。

それから、2点目の卒業時の徴収の関係でございすけども、卒業しました年度の初めにおきましては、催告とか面談等を実施しております。できるだけ滞納とならないように、学校ではこのように努力をさせていただいております。

それと、質問の中にごございました、卒業証書の関係でございすけども、こちらの方は学校教育法の施行規則の方で授与しなければならないということが定まっておりますので、強行措置はちょっと不可能ではないかなというふうに考えております。

それから3点目に、転校生の関係で転出証明云々のご質問がございました。転校生に対しますこれまでの対応につきましては、給食費未納の転校生の保護者に対しまして、学校を通じまして転校時に納付指導を行っております。

ところが、それでも納付していただけない場合には、転出先の方に催告書を発送しております。なお、転出証明とおっしゃいましたけども、在学証明書になるとは思いますけども、在学証明書をたてにしまして給食負担金を強制的に徴収するというのは不可能であるというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、今後の対応につきましては、今までと同様に納付指導を行った上で、転校時にで

きるだけ分納誓約、分割でございますけども、分納誓約を取り付けられるように学校と調整してまいりたいというふうに考えております。

最後に4点目に、悪質滞納者とか、支払い能力の関係の滞納理由の調査でございますけども、滞納者の支払い能力の把握につきましては、その方の所得調査を行うのが最も近道であると考えております。しかし、過日担当部局と内部協議いたしましたけれども、個人情報保護の関係から、どうしても所得調査はできないという見解に達しました。したがって、調査は現在行っておりません。それで、滞納理由につきましても具体的な分析はできておらないというのが現状でございます。

今後は、比較的家庭事情がわかっております学校との連携を深めながら、支払い能力等を把握していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 奥山治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、中学校での武道の必修化の再々質問、1点お伺いしたいと思います。

武道の中でも柔道の指導者については、国や県が実施されます学校武道実技指導者講習会では短時間の講習でありますので、実技が十分マスターできるものではないと思われまます。体育教師の指導の向上のためには、学校を中心とした地域全体で協力、まち道場との連携や、保護者を巻き込んだ活動など、地域と連携して武道の振興を図る必要が考えられます。つきましては、野洲柔道協会や野洲柔道スポーツ少年団がありますが、こういったところの有段者の指導を仰ぐこともぜひ必要かと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、学校給食費の滞納者への再々質問でございますが、3点にわたり質問をさせていただきます。

まず1番目は、給食費滞納者139名中市外への転出者はこれまで何名いるのか、お伺いしたいと思います。

また、教育委員会では転出先の自治体の協力を得て、転出先の追跡調査を徹底して行い、未納分は徴収すべきであると考えます。食い逃げは許されません。大阪市や奈良県橿原市は追跡調査の実施によりまして、未納分の徴収に成果を上げられています。当市のこれまでの取り組み、及び今後の実施計画について伺いたいと思います。

2番目は、学校給食費滞納者の年度別内訳を見ますと、12年度は1名、13年度は6

名、14年度は10名、15年度は13名、16年度は26名、17年度は15名、18年度は25名、19年度は43名、合計139名となっておりますが、17年度は前年度より減少したものの、他の年度は毎年増加しております。特に19年度は43名と、これまでになく多い滞納者となっております。考えられる増加要因は何か。また、過年度の未納分については、これまで学校側に任せて教育委員会では積極的な徴収は行われていなかったように見受けられますが、大変厳しい財政状況下にあるにも関わらず、平成12年度、過年度分も含めまして、なぜここまで放置されてきたのかお伺いをしたいと思います。

3点目につきましては、子どもの食べた給食費を親が支払わないとは言語道断であり、親の規範意識の欠如、モラルの低下も甚だしく、嘆かわしい限りであります。これまで学校や教育委員会では保護者に対し、給食費は学校給食法第6条2項の規定により給食費は保護者の負担が義務づけられていることは周知して、給食費の納入に対する啓発をこれまでされてきたのか、伺いたいと思います。

また、保護者は法律で義務づけられていること自体、認識されていなかったのではないかと思います。もし、これまで法律での義務づけについて知らされていなかったのならば、この際しっかり啓発すべきと考えますが、所見をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 私の方からは、柔道の必修化に関わります再々質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、武道の授業を実施をしていく上で指導者の指導力、あるいは技術力の向上というのは大変大事なものである、このように思っております。そのためには地域の人材資源や社会人を活用していくという大変有効であろうというふうに思います。地域ぐるみの学校づくりの視点からも、大変大事なことでありたいというふうに思います。ご協力いただけるかどうかも含めまして、今後調整をしてみたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 学校給食費負担金に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目に、転出先の追跡調査のご質問がございました。まず人数でございますけど、市外への転出者につきましては、小中学校合わせまして現在のところ15人でございます。

それと、大阪市等の例を挙げられましたけども、大阪市等が実施しておられます転出先

の追跡調査でございますけれども、合併後は実際には実施をしておりません。しかし、今後の取り組みといたしましては、実施計画をということでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、まずは転出時に納付指導を行いまして、可能な限り分納誓約を取り付けまして、未納が解消されない場合には法的に必要な手続を行いまして、追跡調査を実施したいというふうに考えております。

それから2点目の中に2つあったと思いますけど、1つは平成19年度の滞納者の増加の要因がございました。平成19年度の未納者が増加いたしましたのは、平成19年、昨年の9月から野洲中と北中の方で学校給食が始まっています。このことによります増加が最も大きな要因であるというふうに思っております。ちなみに、野洲中の方では15人で20万5,000円、北中の方では9人で15万1,000円の未納が新たに発生をいたしております。

また、過年度分の徴収に関しましては、合併後、平成18年度までは学校で徴収することになっておりましたので、徴収体制が若干不十分であったと考えられまして、反省すべき点があるというふうに思っております。

しかし、平成19年度、昨年度からは学校教育課の方で卒業生の過年度分を徴収することになりまして、先ほど教育長の答弁にもございましたように、43万7,000円の徴収ができました。これは一定の成果があったというふうに考えております。今後は学校の方と連携を深めながら、教育委員会と学校の分担を明確にしますと共に、督促の際に納付書が今まで入っておりませんでしたので、納付書を同時に送付するなどの未納者の納入手続にも検討を加えながら未納分の徴収に努力していきたいというふうに考えております。

それから、最後に法的義務を保護者に啓発周知すべきという質問がございました。保護者の方に対しましては、入学時に給食費について法律で義務づけられているということをお知らせしておるんですけども、学校から送っております催告の文書にはその旨が明記されておられません。それが現状でございます。反省すべき点であると思います。

今後は、現在策定中の徴収マニュアルにそのことを明記しておりますので、督促の通知書とか催告の通知書にも法律の義務づけについてしっかりと明記して、納付を促していく計画でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第5号、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。私は、来月開催されますスポーツレクリエ

ーション大会、スポレク祭について質問をさせていただきます。

来月、10月18日開会、21日までの4日間、第21回全国スポーツレクリエーション祭、スポレク滋賀2008が滋賀県全域において開催されます。この祭典の趣旨は、広く国民にスポーツ、レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供することにより、国民一人ひとりのスポーツレクリエーション活動への参加意識を喚起し、国民の生涯を通じたスポーツ、レクリエーション活動の振興に資することを目的ということであります。

その歴史は、昭和63年に山梨県で第1回全国スポレク祭が行われ、今回までに20回の大会を重ねてこられました。この祭典は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、それぞれの体力や年齢、目的に合わせてスポーツやレクリエーション活動に親しみ、これをきっかけに継続して生活の中にスポーツや運動を取り入れることを目的としております。種目も、第1回開催時には15種目程度であったものが、現在では24種目で、参加人数も最大で2万2,000人を超える大規模な祭典でもあります。今日までにこの開催に向け、県をはじめ、市や関係団体が準備を進めていただいているところでもあります。開催500日前イベント、開催1年前イベント、開催150日前イベント等行ったように聞いております。

また、広報的なイベントとして琵琶湖1周スポレク健康ウォーキング、琵琶湖1周サイクリング事業も展開し、あわせて県外で行われている大きなスポーツ大会等でも観光キャンペーンと共に認知度向上に努力しておられます。本市においても、駅や市役所等を中心にスポレク祭ののぼり旗が掲げられ、ポスターを見受けられたりもしますし、本市の8月15日号の広報でも開催される旨が掲載されておりました。

この祭典の開会式、そして都道府県代表参加種目であるグラウンドゴルフが希望が丘で開催されます。県の実行委員会の資料を見ますと、開会式に約2万人の方の来場を見込んでいるようですが、県外から来られる方にとって一番この希望が丘への交通アクセスのよい、本市の受け入れ体制は万全であるのか、また、野洲市実行委員会としてこの祭典にこれまでどのように取り組まれてきているのかを伺います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員のスポレク祭につきましてのご質問にお答えいたします。

第21回全国スポーツレクリエーション祭、スポレク滋賀2008の受け入れ体制につ

きましては、全国各地から多数の参加が見込まれており、県主催の10月18日の総合開
会式、19日の各種イベントに選手、観客約2万人が市主催の19日、及び20日のグラ
ウンドゴルフ大会には全国から約500名の選手が参加する予定でございます。その中で、
JRで来場されます場合には野洲駅が大会会場の希望が丘文化公園アクセス駅となり、駅
から会場までは市役所本庁舎を発着場所としてシャトルバス25台を運行して来訪者を輸
送する計画でございます。

この駅から市役所までの間を歓迎重点区間としまして、県実行委員会と協力して迎え入
れの準備を進めております。その内容といたしましては、歓迎用の看板や歓迎のぼり旗の
設置、また歩道へのプランターの設置を予定しております。なお、車で参加される場合は
竜王町内の工場建設予定地を県が借用しまして、パーク・アンド・ライド方式で会場まで
の間、シャトルバスの運行を計画されております。

また、グラウンドゴルフ大会の開催に係る野洲市実行委員会の取り組み状況であります
が、同実行委員会は市体育協会、商工会、消防、警察、JR、県グラウンドゴルフ協会な
どの関係組織に参画いただき組織しております。詳細な内容を協議するために3部会、総
務企画、協議運営、広報観光専門部会を設置しまして、協議プログラムや協議方法、先ほ
どの駅前での歓迎方法などを協議していただいております。

以上、内田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） それでは再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、いろいろなところと協力してやっていただいているということなんで
すけれど、観光物産協会との連携なんですけれど、開会式に2万人、グラウンドゴルフに
全国から500人の方が来られるということです。そして、県のスポレク祭の資料を見て
みますと、10月の18日の開会日から19日までにいろんなシンポジウムや特別行事を
やられるということで、この期間に約4万人の方が来られるというふうに見込んでおられ
ます。本市といたしましても、この人たちを少しでも長く市内に滞在していただけないか
ということを考えなければならないと思います。

一度来ていただいたので、また野洲市に、この地に来ようかなというリピーターをふや
す努力をしなければならないと思います。まずその中で野洲市のホームページ、これにス
ポレク祭の関係のバナーを張り付けることができないんでしょうか。交通アクセス、市内
の観光マップ、競技に参加される方が練習を行えるような運動施設等の紹介を含めたペー

ジの作成、これは今既存のやつを集めるだけで、新しいものをつくるというのではなく、今のを張り付けるだけでできると思いますので、すぐできると思うんですけども、ちなみに市のホームページを見せていただきますと、きのうも、おとといも、けさも確認したんですけども、交通アクセスのページ、これアクセスできません。ページが表示できなくなっておりますので、一度ご確認いただきたいと思います。

そして、都道府県代表メンバーが来られますので、例えば北海道から九州からわざわざ飛行機や電車を使ってこの野洲市に来ていただきます。試合が終わってすぐに帰られるということはないと思います。滋賀県に来たついでに琵琶湖を見ていこうとか、どこか近くにいいところはないかなということを考えられると思うんですけども、そしてまた、遠くから来ていただける方以外にも、県内や近隣県から来られる方に対して、野洲ってこんなところなんや、いいところもあるんやなということで、また来ようというような思いを持ってもらえるようなアピールが必要でないかと考えるわけであります。これは祭典なんですけれど、遠くへ行くときはやっぱり試合だけじゃなく、すべての日程を立てると思うんです。その中で野洲市の観光を調べようと思うとやはりホームページ、もしくは市販されております雑誌等を見ると思うんですけど、その雑誌も野洲市のことが載っているところはわずか1ページもないと思うんです。やはり情報を集めるなら市のホームページ、そこに観光の案内などを載せるのがいいと思うのであります。

その中の1つで、できればこのスポーツレクリエーション祭の受付でいろんなものを渡されると思うんです、大会パンフレットやら何やらを渡されると思うんですけど、そのパンフレットの中に野洲市の観光のガイドマップを入れさせてもらえないのでありまじょうか。野洲市だけこのようなことはできないとは思いますが、そのあたりも県の方と協議していただきたいわけなんですけれども、最悪でも本市が主催するグラウンドゴルフ大会の受付で配られるプログラムの中には、そういった資料をぜひ入れていただきたいと思うわけなんです。

さらに、このグラウンドゴルフの大会が希望が丘で行われるということで、その近場にある本市の銅鐸博物館、この招待券や割引券を差し上げたりするのも、歓迎の意味としてよいのではないかと思います。

また、本市が主催するグラウンドゴルフに出場いただく団体はもう既にわかっていると思いますし、その代表者さんの住所等も把握できていると思いますので、事前に歓迎メッセージなどを添えた観光案内、銅鐸博物館などの招待券、優待券などを送っておけば、滋

賀県に来た際の、この野洲に来た際の観光ルートの1つに組み込んでいただけたらと思います。

私自身、スポレク祭には出たことはないんですけど、平成3年にインターハイの方へ出場させていただいた折に、平成3年ですから17年前なんですけど、ちょっと持ってこさせていだいたんですけど、静岡県の御殿場市で開催されたときに、この御殿場の資料が幾つもあって、静岡の案内、地図とか観光、この全国高等学校総合体育大会メモリアルガイドブックというのももらったんですけど、これ300ページあるんですけど、ほとんど観光のページなんです。このメモリアルガイドブックって観光のあれだけで、ほとんど高校総体の方には触れられていないんですけども、こういったものもありますので、このようなものをお渡しできるのかどうか、県がそういうのを用意しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいわけなんですけれども。

そして、駅前にのぼり旗や看板、プランターを置くということで、歓迎ムードを高めようということもわかりますが、観光案内や施設案内として利便性を高めていくことによって、少しでも長くこの本市に滞在していただければ、その副産物として市内で食事もしていただける、物も売れる、たばこを買っていただければ税収も入る、施設を使っていたらその使用料もいただけるなどの経済波及効果とまでは言いませんが、何らかの効果があると思います。財政厳しい折ゆえに積極的な観光アピールができないか、今だからこそこれほど大きくて人の集まるチャンスを逃してはならないと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

そして2点目なんですけど、このスポレク祭、今あちこちで旗やポスターなどを拝見しておりますが、今いち市民の方へのアピールが不足していると感じられます。スポレク祭という大会があるのはわかるけど、何の大会やねんという声をよく聞くわけなんですけれども、先月の15日号の広報にスポーツレクリエーション大会、これパソコンから取ったやつなんですけど、市民の方にスポーツレクリエーション大会がやられるということで周知されておりますが、聞くところによりますと、開会式の車での希望が丘への来場はできないということになっておりますけど、この広報を見ますと、誰でも気軽に生涯スポーツの一大イベントにぜひお越し下さいと書いてあります。希望が丘に行かれる方で車を利用されずに行かれるという方は、なかなかおられないと思います。そうであれば、この広報に公共交通を利用下さいとか、こちらからシャトルバスが出ていますので、それを利用して参加下さいとか、そのような対応ができていないのが気になる場所なのでありますが、

これ、大会までに10月15日号でもう一度このスポレク祭に関して広報で告知されるのかどうか、それもお伺いしたいです。

また、その中でこのスポレク祭に関しては都道府県代表種目の他にフリー種目というのがあると聞いております。これは誰でも気軽に参加できるというように聞いておりますが、野洲市でグラウンドゴルフがあるんで、それを見に来て下さい。また、開会式、いろんなことをやりますんで聞いて下さいということのアピールも大事だとは思いますが、このフリー種目があるということ、これをもっとアピールしていかないといけないと思いますが、そのあたり、すべて含めまして見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、再質問にお答えをいたしたいと思っております。

質問がたくさんございまして、ちょっと漏れあるかもわかりませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、観光物産協会との連携でございますけども、観光物産協会の方は県が主催します主会場の希望が丘文化公園での「食べてよしコーナー」、当コーナーの方は「見てよし広場」と「食べてよし広場」と「やってよし広場」、3つございますけども、そのうちの「食べてよし広場」の方に18、19日の両日、2日間出展をされまして、市内の観光地のPRとか物品販売等をされる予定でございます。店舗数は野洲市内からは5店、5ブース出られるようでございます。こういった意味で観光物産協会の方はかなり積極的に参画の意欲を出していただいております。

それと、市主催のグラウンドゴルフ大会でも「おもてなしコーナー」に出展されまして、参加選手に豚汁等を振る舞っていただきまして、あわせて先ほど申し上げました市内の観光地のPR、あるいは物品販売をしていただくというふうな計画をされてございます。

それから2点目に、野洲市のホームページの方でのPRの関係のご質問があったと思っております。現在県のホームページの方では当然のことながらPRをされておりますけども、市の方でも開催50日前となっておりますので、早速ホームページの、恐らくトピックスの方になると思っておりますけども、そこでPRの準備をいたしているところでございます。

それから3点目に、観光ガイドブック、観光パンフを受付の方で配布すべきというご意見だったと思っております。希望が丘文化公園の「見てよしコーナー」の方で、観光地のPRや各種パンフレットの提供を予定しております。

それと、受付の方でもグラウンドゴルフ大会の参加者には参加プログラムの方に観光パ

ンフレットを同封する予定でございます。

次に4点目になると思いますが、事前に参加者などに市の観光パンフレットを送付すべきというご意見だったと思います。全国から来られます参加者の方は県が手配しておりますバスで会場と宿泊先を移動される計画でございまして、残念ながら期間中に市内観光とか、割引券を活用して市の施設に来られるとか、そういう機会がないのではないかなというふうに考えております。事前に配付ということでございますけども、少し困難であると思われるので、受付の方では必ず配付をさせていただきたいと思っております。

それから、ガイドブックの関係をお示しいただいていたと思いますけども、こちらの方は私どもの方もちょっと熟知しておりませんで、ちょっと答弁はできないという状況でございます。

それから5点目になりますけども、市民が希望が丘に行かれる交通手段の周知の関係でございまして、確かにおっしゃいましたように18日の初日は希望が丘文化公園の駐車場は一般の方が入れないという状況になります。19日からは通行できるんですけども、そういう状況でございます。開会式そのものは県の事業となっておりますけども、県の方でスポレクPR用の新聞折り込み広告を大会、多分1週間前ぐらいになると思っておりますけども、発行される予定でございまして、その中で交通アクセスの説明が行われるというふうに聞いております。

最後に6点目になると思いますけども、フリー種目のPRでございまして、フリー種目は6種目でございます。太極拳以下5種目で6種目でございますけども、こちらの方につきましてはPRをとということでございまして、少しその辺できておらない状況でございます。ただ、会場の方が大津とか草津とか高島市、竜王、木之本町、そちらの方になってございまして、野洲市の方でPR云々の話は現在のところ考えておりませんので、よろしくお願い申し上げたいと思います。答弁漏れがあるかもわかりませんが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） それでは、再々質問をさせていただきます。

先日、我々の会派で観光ホスピタリティ事業、ホスピタリティというのはおもてなしの心ということで視察研修してまいりまして、そして、きのうの夕方にも市役所の前の喫茶店の方のオーナーさんとしゃべりましたときに、最近日本人の心に欠けているホスピタリ

ティという気持ちを、もっともっと持っていかなくてはならないということをお聞かせいただきました。2万人以上の方が来られる大きな祭典、しっかりとこのホスピタリティということを考えて、またこれは一朝一夕にできるものではありませんが、しっかりとおもてなしをしていただきたいと思います。

また、そういう受けていただいた方が、ふるさと納税をしようかなというような気持ちになる方もおられるような大会になるように努力していただきたいと思います。

そして、本市でスポレク祭が行われるということは大変喜ばしいことでもあります。祭典を通じまして市民の方々のスポーツレクリエーションに対する認識と興味を引き出いただき、グラウンドゴルフの他にラージボール卓球、ターゲットパターゴルフ、フライングディスク、インディアガなど、こういった今まで余りなじみのない競技などが行われますので、このようなニュースポーツの普及啓発を進めることが野洲市総合計画の中にある施策の指標であるスポーツに取り組む市民の割合、スポーツの支援が充実したまちであると思う市民の割合を高めるきっかけになるのではないかと考えております。この祭典を1つの行事として終わらせるのではなく、本市のこれからの施策とリンクさせることが重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員のご質問にお答えしたいと思います。

スポレクではグラウンドゴルフをはじめとしまして、いろいろなレクリエーション競技も開催されます。また、18日のニュースポーツの体験コーナーでは、各種の競技を体験できる23ブースのコーナーが設置されます。これらを通じまして市民のスポーツレクリエーションに対する関心の深まりを期待しているところでございます。今後は、こうした気軽に楽しめるスポーツの普及を目指しまして、11月にはストックウオークイベントの開催を計画しております。11月23日になろうかと思っておりますけども。

また本市の方では既に体育指導委員会を中心にしまして、お年寄りとか子どもたちにニュースポーツの普及活動を行っております。例えば、シートウォーキングだとか、スリータッチボールとか、パスパドッジ、そういったものがございますけども、このスポレク祭で紹介されますニュースポーツも今後は積極的に取り入れながら市民への普及を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第6号、第8番、西本俊吉君。

○ 8 番（西本俊吉君） 8 番、西本俊吉でございます。今回、私は道路整備に関する案件に関して 1 点、そして、今子育て支援がやかましく言われておりますが、その関係に関しての 1 点、この大きく分けて 2 つに分けて質問をさせていただきます。

市道の野洲川右岸線につきましては、今年度も比江地先で大きな工事をやっております、あと残すところは県道小島野洲線との取り付けに至るまでの、機械的に言いますとわずかな部分のみという状態になってきております。

今回、私がお尋ね申し上げますのは野洲川右岸の国道 4 7 7 号線から下流域の方向、湖岸道路へ向けて至る、この間の未整備となっている部分について、現在この用地を確保されてから相当年数がたっているように思うんですけども、特に下堤地先等におきましては民家と接しており、その道路面が比較的宅地面よりも高いということもあり、要は、北風が吹いたり、またそこを車が通ったりしますと砂じん、または泥水が直接その各ご家庭の窓に飛び散るというような状態があります。そういうことで、地元の方々とされましては一刻も早い道路の完成を望まれております。このことについての今後の工事の着手予定についてお尋ねいたします。

2 点目には、この旧河川敷の湖岸緑地公園の整備について、いわゆる地産地消をやられているドリームファームの北側が公園として整備されていますものの、その下流域大部分がまだ手つかずであり、過去にこの河川敷内の放水路等を利用しながら、旧中主町時代に設けられたビオトープも荒れ放題となっております。現在は湖国風景公園として整備がなされる予定であるということはお聞きいたしておりますが、現在の工事の進捗状況、並びに今後の整備計画等についてあわせてお尋ねしたいと思っております。

次に、保育園に関する問題です。

子育て支援事業としては市内に公立、民間合わせて現在 9 保育園が、定員からいきますと 7 8 0 名、昨年の実績はそれに対して 8 1 9 人、非常に多くの子どもさんを受け入れ、お世話されている、これは本当に行政として頑張っておられるなという認識を持っています。

しかしながらこの 4 月、特に入所希望者が集中する 1 歳児、2 歳児等においては希望される方の半分程度しかお預かりできないという、これもまたニーズとの間においては相当格差があります。何とかこの辺の部分について少しでも早く市民の預かってほしいという気持ちが生かされるような行政、そのために今後どのように保育関係について取り組みをなされるか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（林 克君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（高田一巳君） 西本議員の、野洲川右岸の国道477号から湖岸道路に至る間の道路整備と、湖岸緑地公園の整備予定につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、野洲川右岸の国道477号から湖岸道路に至る間の道路整備についてであります。平成6年度から平成8年度にかけて、県営ふるさと農道緊急整備事業にて歩道と植栽、及びフェンスが約1.3キロメートルの区間におきまして整備されたものであります。なお、車道部につきましては現在未舗装の道路となっております。この車道部の整備につきましては、旧中主町のころから県道菖蒲線の振り替え事業として県の方に要望活動をしてきたところでございます。

さらに、合併後におきましても市道野洲川右岸線と共に本市を南北に縦断する幹線として、また、琵琶湖岸と国道8号を結ぶ広域的な重要幹線道路として位置づけ、引き続き県道菖蒲線の振り替え事業として滋賀県に対し、1日も早い事業化に向け要望活動を展開しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、第2点目の湖岸緑地吉川地区の今後の整備計画についてお答えさせていただきます。

吉川地区の公園整備につきましては、全体計画面積20ヘクタールのうち15ヘクタールの事業認可をいただき、平成13年度から平成23年度を目途に年次的に整備を進めていただいているところでございます。この15ヘクタールのうち5.5ヘクタールにつきましては、平成19年度末に供用開始を行っていただいたところでございます。残りの区域の整備につきましては、平成23年度末に供用開始できるよう、計画的に整備を進めていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の乳幼児保育の受け入れの充実についてのお答えを申し上げます。

近年、保護者の就労状況、また就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境が大きく変化をしております。家庭や地域における子育て機能の低下、育児に対する不安感、また負担感の増などで、保育のニーズには多様化しております。

こうした中、本市におきましては毎年増加する保育ニーズに応え、待機児童を出すことがないように保育運営に努めているところでございます。特に、低年齢児の入所希望が多くなっていることや、認可外保育所の認可移行を促進するため支援を行ったところ、今年4月に認可保育所が1園開園をしたところでございます。現在ではこの1園を加えまして、公立保育所5園、民間保育所5園、合わせて10園となって、定員も835名となったものでございます。

また、公立保育所の施設改修や、臨時職員をふやしながらか低年齢児の受け入れを行っているところであり、公私立とも施設の設備や職員数を考慮し、4月入所での定員も最大115までの範囲でふやしながらか決定をしているものでございます。

今年度4月入園状況でございますけれども、1日時点で入所申し込み数が860名、これは継続の児童も含んでいるんですが、それに対しまして入園児数が827名で待機児童数としては33名となったものでございます。

なお、入所申し込みの中で、1歳児の待機状況についてご説明を申し上げますと、入所申し込み数としては全体で231名でございまして、継続児が140名、残りは新規の申し込み児童数が91名となったもので、この91名のうちの79名が入所し、12名が待機となったものでございますが、その後、5名につきましては現在入所しておるところでございます。

なお、待機となられた方33名の理由としましては、これから就労先を確保されるという方、また就労されておられても家庭内で保育が一時的に可能な方や、どうしても第1希望の保育所に入所したいという方々で待機となったものでございます。4月以降も随時入所申し込みを受け付けておりまして、園との調整を図りながら、この8月までに36名の入所決定を行ったものでございます。

今後も弾力的な運用を図る中で、受け入れていけるように努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくごお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁で、第1点目の県道につきましては、県道菖蒲線の振り替え事業として整備していただくよう県に要望しているというお答えでした。では、その要望を受けて県はどのように整備をしていくのか、具体的に整備に対する認識、それらについて県の取り組みや、もしおわかりでしたらお示しいただけたらと思います。

それから、第2点目の湖岸緑地の整備内容についてでございますが、事業認可全体で15ヘクタール余りと聞いております。今現在、5ヘクタールが供用開始されたとのお答えですが、未整備区域が多く、あと10ヘクタール余りを残して平成23年度中に整備完了できるのか、ちょっと私としては無理があるんじゃないかと思えます。もう少し詳しく未整備区域の手法なりいろんなものについて計画を教えてくださいという気持ちで発言しております。

さらに、保育園の問題であります。今おっしゃったように、もともとの可能な定数を一定方向ふやしながら対応されているということも、動きとしては私は感じておりますしかし、根本的に就労したいために預かってもらう、それもできない。現状としてはもう目いっぱい状態です。

特に問題なのは、1歳児で入れて、その子は2歳児におおむね自動的にと言うと何ですが、更新をするんですけども、原則的にはお預かりできると。じゃ、今労働基準法等で、いわゆる育児休暇の法整備がなされて3年間まで延長されようという動きがあります。そういう中でもう一年子どもを自分で何とか母親が育児しながら、2歳ぐらいにいったらちょっと集団に入れて大丈夫かなというような感覚から2歳児の時点で申し込まれた、そのときには1歳児からの持ち上がりというんですか、その方が圧倒的におられるので、なかなかその枠があかないというような状況で、今年も実際そういうような状況で2歳児はなかなか入るのが厳しいというように聞きました。その辺で、できれば過去にも市長、私の質問に対してお答えいただいたんですけども、いわゆる公設ではもう限界というんですか、やっぱり無理だから、民間の活力を導入しながら保育行政の充実を図っていく、そういう方向でのご答弁をいただいております。とするならば、今、いずれにせよこうして待機児童が現にある現在、平成21年度に向けてもう少し、やはりゆとりのある保育園、そういうものを目指し、希望される方についてはおおむね受けられるという状況をつくっていただくのが行政としての仕事じゃないかと思えます。私は、このものはある意味ではふやせばまたふえてくるという、イタチごっこ的なもののようにお感じになっているかもわかりませんが、一人ひとりの保護者からすればそれぞれの事情、社会問題、または生活の変化、いろんなことによって起こってくるわけですから、児童福祉の面から見ましても、この保育行政というのは一刻たりともおろそかにしてはならない部分であるかと思えます。そういう意味で21年度に向けて、何とか今からでもどこかにもう少し預かれるような方法がないか、早急に取り組んでいただきたい。市長はこの議会をもって10月任期

で退任されますが、できることなら私の気持ちとしては、せめてその方向、今日まで福祉を大事にしてこられた市長として、さらに職員にたいしてはっぱをかけていただき、もうちょっと何かそういう方法がないか全力で探せと、そういうような方向でのご指示をいただき、その方向性を何とかつくっていただきたい、そういう思いで私は、やはりこれからの市の大きな財産となるべき子どもの子育てについて、非常に熱心に論議する1人の市民として、市長に対してできれば市長の思い等もお聞かせいただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（林 克君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（高田一巳君） ただいまの西本議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1点目の、県道菖蒲線の振り替え事業につきましての県の認識、そして整備の方針というようなことであつたかと思えますけれども、まず、滋賀県におきましては平成15年度に、以後10年間の具体的な道路整備計画ということで、滋賀県道路整備アクションプログラムというのを策定されております。これは、目標年度の間年度、つまり5年ごとに見直しがされることになっておりまして、平成19年度に見直しがされました。そして、今年6月に改定された平成20年度から平成29年度までの計画が公表されました。これによりますと、ご質問の道路につきましては計画期間の後期、平成25年度から平成29年度の間事業着手するという計画になっております。

また、その中でも下流部の市道五条吉川湖岸線から琵琶湖岸までにつきましては、旧野洲川堤防の切り下げを伴いまして、事業費がかさむことから、まず市といたしましては国道477号から五条吉川湖岸線までの区間を先行して整備していただくように要望をしていきたいと思っております。

次に、湖岸緑地の今後の整備についてでございますが、今後の整備部門の中流部から下流部につきましては、ほとんどが水面、そしてまたヨシ、マコモ、ヤナギ等の水生植物群落が多数あるところがございます。また、アヤメ等も自生している自然豊かな区域でございます。そのようなことから、ほぼそのままの状態を保全し、水辺の風景や環境を保全するゾーン、つまりふるさとの水辺の風景鑑賞、散策や野鳥観察が楽しめるゾーンとして整備し、湖沼保全のモデルとなるよう湖岸の原風景を残した内湖型ビオトープの復元を目指す計画となっております。

今後の施設の整備につきましては、観察デッキ、展望台、散策路、休憩所などの整備が予定されておりますけれども、そのようなことから現在のところ、計画目標年度であります平成23年度内には整備完了の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

21年度に向けて低年齢児の受け入れについて、早急にでも取り組まれたいというような質問でございました。今、先ほどもご答弁申し上げましたように、野洲市としては現在835名の保育所の定員ということになっているものでございます。4月1日現在ですと827名、全体で言いますと99%の入所ということになっております。保育園の場合は特別、定員を超えてということで、4月スタートで認められていく数字からいきますと960名まで、うまく全園に希望者がすぱっと埋まればいけるということになりまして、860名の申し込みからいくと100名の枠がある。しかし、これは理想論でございまして、現実にはやっぱり地域的な差がございまして、当然特定した保育園に申し込みがある程度重なって、そこの園で待機児童が出ているという状況にもなっております。

ただ、今も申し上げました、これまで随時受け入れるという中で、少し未満児ではトイレとか間仕切りというものを改修しながら未満児の受け入れ、当然保育士が必要となってきますけど、そういう形で対応をしております、一時的にはそういうふうな形でも需要には応えてはイケたらいと考えておりますが、基本的に今野洲市内の子どもたちというのが大体500名余り、今年のゼロ歳児ですと486名ということで、やや自然増減でいきますと出生率が今2006年で発表された1.32、やや前年から持ち直したところですが、このままでいくと当然ながら人口が減るとい、子どもの数が減っていく。ただ、社会増が一定カウントされますので、野洲市としましては500名前後で今後も推移をするということになると考えております。少し幼稚園が、今年幼児課ができて、就学前の子どもたちを幼稚園、保育園トータルに考えまして、健やかな育ちの場を形成していこうということになりまして、幼稚園が3歳児が導入したということで、少し施設的には余裕があるということもありますし、今後の、できるだけ待機児童を出さないという国の方向性もありますので、受け入れていけるためには就学前の施設を含めて、少し野洲の二、三年後の先も考えながら進めていく必要があると考えておりますし、今後、保育

園、幼稚園を含めて耐震化ということにもなっておりまいます。保育園についてもここ三、四年の間に耐震化を完了したいなという思いでございますので、基本的には本園が、ある程度20年、30年というような形で未満児と未満児以上の子どもたちの過ごせるような配分の施設というのが基本的になっていきますので、その未満児が今ふえている部分を、少しこの耐震化も含めまして、あわせて施設改修を図っていくということが効果的な進め方だと考えておりますので、そのあたりで今後かなり検討しまして進めていきたいと、かように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再質問に対して相当突っ込んでお答えいただいております。ただ、この問題を今回提起いたしましたのも、道路の問題に関しましては、過去長く地元の方がこのことについて苦しんでおられるというんですか、迷惑を受けておられる、そういうところで、最後にお尋ねしたいのは、あの今現在未舗装の道路、どこが管理責任というんですか、持っているのか、市なのか県なのか、また、市の中でも建設なのか、ひょっとすると河川敷の部分ですから農政関係が持つておられるかもわかりません。そのところを明らかにしていただいて、その担当者において現状のところからこれから県の道路整備、それからアクションプランで入っていることはありがたいことやなと思うんです。だから、それを待つ必要があります。待つまでの間に少なくとも向こう5年、長ければ10年、多分県財政から考えて、そう着々とはいかないと思います。そのためには、その対策として、ある意味では最終的には立派な工事をどうのこうのというまでに、いわば農道的なそういうような程度のものでいいから、やっぱりあそこを点圧し、一応供用できるような道路に一旦仮設的な道路というんですか、そういうものとしての路面の整備を行っていただけたらなと思います。これ、担当の課の方からもしお答えいただけたらなと思います。

それから、もう一点、今の、私もこの間見てきましたけれども、この下流の緑地公園というんですか、この部分、非常に、これは地域の方が何されたのかどうかはわかりませんが、ビオトープと言われる沼のあの辺に非常に不法投棄、そういうものも出てきております。放置していれば必ずもっと多くそういうものが持ち込まれることによって、持ち込むことはこれは違反なんですけれども、まあ人が見ていないからということで、どんどんそういうものがたまる傾向があります。その完全な自然としての湖岸、緑地公園としての位置づけ、自然を生かした環境、そういうものを取り入れた公園としての整備ができる

までの間、その辺の維持管理等についても市としての対応もお願いしておきたいと。

保育園については、おおむね今年度においても増員されておりますけれども、しかしながら潜在的なニーズというんですか、私は申し込み時点での人数との関係を最初に出しましたけれども、部長の答弁では、ある程度もうちょっと足らんところがあるけど、できているようにおっしゃっています。しかしながら潜在的には、もし預かってもらえたら働きたいという、そういうやっぱり生活の面から、そんな保護者の方も私も生の声を聞いております。できましたらそういうものの拡大に向けて、今後ぼちぼちでなしに、もっとやはり的確に市民の暮らしを守る、それも1つの大きな原因になります。だから、保育園そのものにもっと拡充していく、そういうような積極的な姿勢を行政に望みたいと思います。市長、ちょっとこの部分について市長の今日までの取り組みと、今後に託する部分になるかもわかりませんが、もしお言葉を持ち合わせておられましたらご答弁いただきたいと思います。

○議長（林 克君） 都市建設部次長。

○都市建設部次長（高田一巳君） 西本議員の再々質問でございますけども、国道477号から市道五条吉川湖岸線の区間のどこが管理しているのかというようなご質問だったと思いますけども、現在につきましては農政サイドの方で維持管理をさせていただいておりますので、この件につきましては農政サイドの方からご答弁させていただきたいと思います。

そしてまた、第2点目の湖岸緑地の環境に関するご質問でございますけども、今後につきましては環境部門や地元と協力いたしまして、適正な維持管理に努めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） おはようございます。

先ほど、再々質問をいただきました野洲川右岸線の先の下堤周辺の未舗装部分のご指摘、そこはどこの管理しているか、先ほどの次長の方からも答弁ありましたように、旧野洲川地区の土地改良区の畑地開発事業の区域というふうに承知しておりまして、現在合併いたしまして、野洲川下流土地改良区が管理しております。いずれにいたしましても、舗装をもしするというふうになりますと、受益者負担も絡んでくるということもございまして、野洲川下流土地改良区と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 子育て支援事業につきましては、私もかなり自信を持って方々取り組んでまいりました。特に、学童保育、あるいは幼保の一元化についても試みをもって取り組んでまいりました。特に、今も部長が答えましたように、保育園の状況を見ますと、やっぱり未満児の扱いが非常にふえてきているというのが実態でございまして、極端なこと、マン・ツー・マンで保育士さんが子どもさんを見ないといけない、こういう実態からいくと、かなりやっぱり制度上の問題も含めて、将来そういうものを対応していかないといけないと、こんなふうに思いますが、いずれにしましても次の時代を担う子どもさんのことですから、しっかりとやっぱり子育て事業を進めていかないといけないと、こういう思いはいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 14番、中田幸子でございます。私は、1件の一般質問をさせていただきます。

まず、資源を生かして物の命を大切にする取り組みについてをお伺ひいたしたいと思ひます。

人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを基本理念として、平成16年10月に誕生しました野洲市は、自然環境に恵まれたまちでございますが、今、私たちの生活や社会活動による自然環境への影響の抑制、循環社会を目指したごみの処理や不法投棄の抑止等、さまざまな問題や課題が出てきております。

昨年、19年3月に野洲市環境基本計画が策定されましたが、この計画における環境の将来像は、市民や事業者、行政と、皆さんと共に協働して取り組み、よりよい環境を次世代へつなぐ行動計画であるものと受けとめております。

現在、一般廃棄物処理においては収集ごみは10種分別と直接搬入ごみ6種分別でございますが、10年前に比べると分別も細かく分けられ、リサイクル、リユースできるものへと資源を生かし、物の命を大切にする取り組みが少しずつではありますが、市民の意識高揚につながってきたと思ひております。

こうした中、リサイクル品目の1つとして、10年前から住民グループによる廃食油回収によりバイオディーゼル燃料化を行い、市の公用車の運行に利用されていたり、また、市内のスーパーや商店、コンビニ等でリサイクル品の回収ボックスを設置されたり、マイバッグ持参のお客様には何らかのメリットが提供され、ごみ減量化等の取り組みにご協力をいただいていることが今後の環境対策につながっていくものと思っております。

廃棄物の減少のかぎとなるのは、資源循環型社会の構築であり、リサイクルすることと、リサイクルしたものを使う社会をいかにつくるかが問題で、行政、事業者、市民が協働で取り組んでいかなければ前進せず、足踏みで成果が見られないことと思っております。

そして、次世代を担う子どもたちの環境教育も大切でございます。学校では授業等で取り組むと共に、家庭では親の背中を見て子どもが育つと言われておりますように、まず、大人の私たちが毎日の生活の中で行動で示す教育が大切なんだと思っております。このような点から、次のことについてお伺いいたします。

まず1点目、平成19年度の廃棄物処理実績において、前年度と比べて特に効果のあったもの、悪かったものは何であったのか、またその要因は何であったのかを伺います。

2点目、ごみ減量化の対策と数値目標についてを伺います。

3点目、リーディングプロジェクト、いわゆる優先的に取り組むべき施策の内容についてを伺います。

4点目、事業者、市民への廃棄物の減量化の取り組みについての協力と指導のあり方についてを伺います。

5点目、学校における環境教育の取り組みについて、以上をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、中田議員の資源を生かして物の命を大切にする取り組みについて、お答えをいたします。私の方からは、1点から4点目までお答えいたしまして、5点目につきましては教育長からお答えをいたします。

まず、1点目の平成19年度の廃棄物処理実績において、前年度と比べて特に効果のあったもの、悪かったものは何であったのか、その要因は何であったのかであります。平成19年度の廃棄物処理実績で効果のあったものとしては、廃棄物全体で前年に比べ3.8%減少したことでございます。これは、全国的な傾向としまして、紙、布類、金属類に加え、ペットボトルなど、資源物の価値の増加により個別の廃品回収などの促進によって、

ごみ排出量の減量につながったものと考えられます。

悪かったものとしては、特段申し上げるものはありませんが、あえて申し上げるとすれば、プラスチック類等の分別であろうと思います。

2点目の、ごみ減量化の対策と数値目標についてであります。まず、ごみ減量化対策については、第1次野洲市総合計画におきまして、廃棄物の抑制とリサイクルの推進を上げております。

具体的には、ごみの問題やリサイクル等についての認識の促進、次に4Rの推進、これはリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルということになります。次に、不法投棄の防止、次に、適正処理の推進の4つであります。

数値目標については、年間1人当たりのごみ量を平成17年度を基準として、平成25年度には20%削減、平成32年度には40%削減という目標を掲げており、平成17年度1人1年当たりのごみ量313キログラムに対して、平成19年度は1人1年当たりのごみ量270キログラムとなり、14%の減となっております。

3点目のリーディングプロジェクト、いわゆる優先的に取り組むべき施策の内容についてであります。平成19年3月に野洲市環境基本計画を策定し、この計画を推進していく環境基本計画推進会議の活動で、市民、市民団体、事業所、行政において協働で推進をしております。この中で廃棄物に係るものとして、みんなで進める環境学習をはじめとして、6つのプロジェクトを優先的に取り組むべき施策と考えております。

4点目の、事業者、市民への廃棄物の減量化の取り組みについての協力と指導のあり方についてであります。廃棄物の減量化については行政だけでできるものではなく、市民、事業者との協働が不可欠でございます。今後も情報提供や啓発に努め、分別の徹底を促していく必要があります。協働による取り組みを推進し、市民の減量に対する自発的な行動に結び付くよう、地域や市民活動団体等と連携を図り、推進していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 中田議員の、学校における環境教育の取り組みについてお答え申し上げます。

環境に優しい生活や、地域の環境保全に主体的に行動できる子どもを育てることを大きなねらいといたしまして、すべての学校で環境教育全体計画を作成をいたしまして、教育

活動全体を通して取り組んでおります。中でも、野洲市公立の学校としてISO14001認証の趣旨に沿って、エコスクールの実現に向けた取り組みを進めております。

主には、ごみの分別、ごみの減量化、節水、節電、リサイクル活動、空き缶回収など、日常的な取り組みを進めています。

例えば、野洲小学校では毎週1回、清掃場所から出たごみを計量しましてグラフにし、減量化に努めたり、各学級にプラごみ用と燃えるごみ用のごみ箱を置きまして分別を進めたりするなど、子どもたちが主体的に取り組んでおります。

また、野洲中学校では各教室にリサイクルボックスを設置をいたしまして、裏面が使用できる紙を回収をしまして再利用を図ったり、中主小学校、祇王小学校ではPTAと一緒にアルミ缶回収活動を進めております。

さらに、北野小学校や野洲小学校では給食の残滓や草を肥料にして活用するなど、生活と密着した身近な活動も進めています。

これらの活動の基本には、子どもも教職員も環境についての理解を深め、環境保全への意識を高めることが大切であります。このことから、それぞれの学校が自然環境、社会環境について学ぶ学習や、実際に体験する学習を取り入れることにより興味・関心を広げ、資源には限りがあること、ものには命が宿っていることなどを実感として学ぶように指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） ただいまの答弁の一部訂正をさせていただきます。

清掃場所から出たごみを計量し云々の答弁でございましたが、この学校を野洲小学校と言ったようでございまして、実はこれは三上小学校でございます。三上小学校では毎週1回、清掃場所から出たごみを計量をしてグラフ化していると、こういうことでございますので、訂正をしておわびをいたします。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 再質問させていただきたいと思います。

今、ご答弁、各項目についてお答えいただきまして、19年度の廃棄物処理の実績については成果のあったものかないものということで、3.8%の全体的に減少だと言っていたいただきましたけれども、種類によってはふえたものと減ったものと、いろいろとあるんですけど、それをもう少し具体的に、こういうものはふえたけれどもこういうものは減った

んやと、それで全体的には3.8%減少できたんだということを言っていたきたいと思います。

それから、悪かったものにプラスチック等というのは、プラスチックは確かに汚れたものは普通は可燃ごみの方に出さなければいけないので、確かにその選定が難しいのかなど、状況が悪かったというのはそういう点かなと思いましたがけれども、それで、私も先ほどお答えいただいた中で、集積所で抜き取りがされているという、貴金属を、それを私自身も見ることがあります。軽トラいうんですか、それを持ってこられて金属類を、あれ多分業者か、普通の人ではなかったように思うんですけども、そういう人が金属類だけを軽トラの後ろに乗せて持っていかれている。

それから、皆さんもよく見かけられていると思うんですけども、アルミ缶を、ちょっと高齢者の方ですけども、自転車の両サイドに大きな袋で集めておられるのを皆さんも見られていると思うんですけども、これは置いてあるものだから持っていても泥棒ではないかなと思うんですけども、こういう集積所のきちっとした監視をしていただくのに、7年前ぐらいでしたか、クリーン推進委員という制度があったと思うんです。この人たちがごみの処理について啓発とか指導、それからごみの集積所の管理等、そしてまた調査を行われておられましたが、現在は今廃止されているのではなかったかしら。このような今の現状から集積所の状況を考えると、もう一度やはりクリーン推進委員の皆さんの再復活ができないかなと思っておりますけど、そのことについてお伺いしたいと思います。どういうふうにかえられるか。

現在、市内全体をクリーンパトロールという形で実施されておられますけれども、このクリーンパトロールというのは市内全体を、例えば、小さな自治会の集積所じゃなくて、市内全体の中で放置された不法投棄とか缶がほかされているとか、大きなものに対して監視されているのではないかなと思うんですけど、このクリーンパトロールの方の内容、どういうふうなことをされているのか、済みません、教えて下さい。

次に、ごみ減量化についてですが、これも認識不足が目立っておるということで、先ほど4Rの取り組みについてお答えいただきましたけれども、この4Rの内容をもう少し具体的にお願いします。

そして、減量化の1つの対策として、近隣の市では草津市、守山市でリユースセンターが設置されておりますね。このリユースセンターに私も視察に行っていましたけれども、野洲市にも廃棄物処理問題から考えると必要と思っております。リユース可能なもの

を展示されており、1人が1カ月に1品を無償で引き取ることができるというシステムでございましたけれども、これ現物を見ましたけれども、私ももらっていきたいなというぐらい結構いいものが置いてあったんです。

それで、これは展示品は守山市とか草津市に出されたそのまま、少し傷がついていてもそのままを展示して、それを承知で受け取られる方は受け取っていかれるという形でございますけれども、ここで私の提案でございますけれども、その守山市、草津市がされている内容にプラス、もう少し活用を考えて、例えば家具等が出された場合、少々の傷があります。その傷を、例えば家具職人の見習いさんがおられると思うんです。そういう方たちに練習台に使ってもらって、そこをきれいに直して修理してもらおう。そして、家具を展示するという考えでございますけれども、それを、例えば市内には共同作業所とか、またはシルバー人材センターの方もおられますし、別に家具だけでなく、いろんな見習い職人さんがおられると思うんですけれども、そういうものを修理していくということは無償で修理、自分も練習台ができ、受け取る方もいいものをもらえるという、それが市内全体として自立支援にもなり、障がい者支援にもつながっていくのではないかなと私は思っております。そうすることが、市全体の多くの人が活動できて、そしてものが生かされて活用されることになると考えておりますが、このことについてのお考えを伺いたしたいと思います。

この修理された再利用される展示するセンターが必要となってまいります。それでは、草津市、守山市が展示だけの場でありましてけれども、そこにプラス、野洲市においてはリユースセンターを環境問題の総合的な拠点施設にされたらいかがでしょうか。学習の場や情報交換の場、そして再利用されるものの展示等の場所として設置し、住民の交流の館にすることを提案したいと思います。幸いにも環境基本計画にもあります、「お得で楽しいリユースステーションをつくろう」という項目がございます。私と同じ考えではないかと思しますので、これをどのように年次的に進めていかれるのかをお伺いいたしたいと思います。

それから、リーディングプロジェクトについては、市民団体とか事業者とか行政、6つのプロジェクトの取り組みをお答えいただいたんですけども、その6つのプロジェクトの項目は何なのか、挙げていただけませんか。

それから、減量化の取り組みの協力と指導についてでございますけれども、この協力をしてもらうには、指導するには、ここところがもう少しはっきりしていなかったんですけども、情報提供、啓発は多分市の広報とかチラシをつくって、ただ一方的に読んでおきな

さいよというだけでは、なかなか本当の啓発とか情報提供が薄くなると思うんですけども、これを具体的に指導につなげるにはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、地域や市民活動グループとの連携をとりながら進めているということですが、じゃ、どのようにしてその連携をとって進めて、共に活動しているのか。例えば、こういうふうな形でやっているんだということを示していただきたいと思います。再度お伺いたします。

それから、学校における環境教育においては、教育長からご答弁いただきましたISO 14001に沿って取り組みを進めているということですが、また、ごみの分別の減量化、それから空き缶の回収をしたり、先ほど訂正していただきました、三上小学校は毎週ごみを量ってグラフにして減量に取り組んでいるとか、いろいろ事例を上げていただきましたけれども、県では7月1日を琵琶湖の日と定めておられますね、平成12年度より県内の小中学校において環境教育として、各学校独自の取り組み実施をされてこられたと思うんです、12年度から。それが、また5月30日のごみゼロの日、それから12月1日の県下一斉清掃の日についても同様に実施計画とか、実施状況の報告等を環境教育に取り組みされてこられたと思うんですけれども、そしてまた、エコスクール事業として平成10年度から幼稚園や小学校で理科とか生活科ですか、その時間のときに特別活動として行われてきたと報告を聞いております。

そこで、特にごみ問題の取り組み教育の成果はどうであったのかを伺いたいと思います。学校での環境教育と、家庭と地域との連携はどうであったのか。学校で子どもに教育するだけで、家に帰ったら親は全然それに取り組んでいないということでしたら、学校ではこういうごみ問題に対しては教育をしましたので、家庭ではこういう協力をしてほしい、地域の自治会にはこういう教育をしましたので、一緒に取り組んでほしい。子どもたちはこういうところを学んでおりますというような連携とはどういうふうにされて、また、それを連携された後、どういう効果があったのかをお伺いしたいと思います。再度、細かくいきましたので、メモ漏れのないように再質問、お答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、中田議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。たくさん項目がありましたもので、抜けていましたらまたお願いしたいと思います。

す。

まず、減ったものとふえたものという、もう少し具体的にということでしたので、全体で3.8%減ったということで申し上げましたが、まず、ごみには委託収集の部分と直接搬入のごみがございます。今回の実績では、収集ごみが大体すべての項目にわたって減っております。そして、直接搬入といいますか、今ご承知のとおり、直接搬入につきましては個人が持っていくものと、あるいは許可業者が持っていく部分ということで分かれております。その中でも特に可燃ごみがふえているということで、トータル収集ごみとあわせて3.8%減ったということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、クリーン推進委員さん、今まで集積所等の監視ということでご活躍いただいたということで、その制度もよかったんじゃないかということだと思っておりますけども、そのことにつきましては、実はもう近々ごみ減量推進審議会というのを立ち上げる予定をいたしております。これは将来の野洲市のごみのあり方等も検討するというところで、分別の方法も含めてご検討いただくわけなんですけども、その中でクリーン推進委員の制度につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、続きましてクリーンパトロール隊の役割ということでございますが、現在、シルバー人材センターにおきまして、市内全域の不法投棄等の回収に、週1回でございますが、お願いをしておるところでございます。

それと、続きまして4Rの内容ということでございます。

これにつきましては、実は先ほど申し上げましたように4Rあるんですけども、これにつきましてはごみの分別徹底のための市民への情報提供や、地域、市民団体等連携した啓発活動、あるいは動物由来のごみの資源化の推進、あるいは市民が取り組みやすい再利用、再資源化の仕組みづくり、また、市民事業所、地域の協働した取り組みの支援などを、これは環境基本総合計画の方にも掲げてございます。そういう意味で4Rの推進ということで考えてございます。

それと、リユースステーションの内容ということ等、いろいろご提案があったわけなんですけども、その場合の家具等の修繕する場合の人材活用ということもございましたし、センターが必要ではないとか、あるいは年次的な取り組みはどうであるのかということもございました。その点についてお答えを申し上げたいと思っております。

リユースステーションについてでございますが、現在、環境基本計画推進会議、「水と緑・安心の野洲」、ごみ資源分野プロジェクトの市民メンバーと行政担当者との共同作業で

取り組みを進めておるところでございます。

活動としましては、平成19年度より野洲クリーンセンターでの粗大ごみの排出状況調査や、先進地視察、資源循環を啓発する市民フォーラムの開催、近隣市のリユースの取り組み状況、施設調査等を行っております。

今後につきましては、これらの活動により反映した状況等を踏まえまして、リユースステーションを実施する際の課題性等、プロジェクトの市民メンバーの方と共に具体的な協議を検討を進めてまいりたいと思っております。

詳しくは環境基本計画にも書いてございますが、やはり四、五年ぐらいを目処に進める必要があるということで、今の環境基本計画ではそういうスケジュールで考えてございます。

あと、年次的な取り組みということでございますが、今のところ、基本計画では4段階に分けておりまして、まず、先ほども申し上げましたが、そういう廃棄物の排出状況等の調査とか、次はフリーマーケットでのそういう開催とか、また、常設のモデル実験とか、そして実際のリユースステーションの調査研究であるとか、そういうことになってよくなかなというふうに考えてございます。

あと、リーディングプロジェクトの取り組みということもございました。これにつきましては環境基本計画にも載ってございますが、簡単に申し上げますと、全部で6つございます。そういうことで、1つ目にはみんなで進める環境学習ということ。このビジョンといたしましては地球温暖化問題に関心が高い野洲市をつくっていかうということ、2つには、生ごみ資源化システムづくりということになっていまして、ビジョンは生ごみを燃やさず資源化し、活用するまち、3つ目には天ぷら油を捨てずにエネルギーに、これはBDF化ということでございます。それでは、BDFで車が走るまちを目指そうというふうなことでございます。

そして、先ほども再度の質問の中でありました、お得で楽しいリユースステーションをつくらうということで、これはビジョンとしてはもったいない、物の命を生かすまちというビジョンでございます。

5つ目には、こんなエコの店があるよガイドブック作成事業ということで、ビジョンはエコな店が元気なまちというふうなビジョンでございます。

最後に、ごみを出さない売り方・買い方が広がるまちでは、ビジョンといたしましてごみを出さない、暮らし方が楽しめ、人と人との会話が弾み、地産地消によってまち中がに

ぎわうまちというビジョンでしております。それがリーディングプロジェクトの内容でございます。

あと、減量化の取り組みというのがあったと思いますけども、この中で自発的な行動とか連携とかいうことでございますが、当然自発的な行動にはやはりPRとか啓発も必要でございます。そして、先ほども申し上げましたが、やはりそれぞれ排出者の協力なくしてはこのごみ問題というのは解決できないというふうに思いますので、そういう行政、市民、事業者等の連携が不可欠であるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

長くなりましたが、以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 中田議員の学校での環境教育に関する再質問にお答えをしたいと思います。大きく2点ございましたと思います。

まず1点目が、琵琶湖の日とかごみゼロ、県下一斉清掃などの学校での取り組みの実績を踏まえ、その成果はどうかというようなご質問だったと思います。例えば、7月1日琵琶湖の日には全学校で地域の草刈り等もやっておりますけども、そういったことを踏まえて、子どもたちの環境保全に対する意識が高まっているというふうに私どもは考えております。

特に、学校での特別活動にそれが反映されているのではないかなと思っております。特別活動といいますと学級活動、児童会活動、クラブ活動とかがあるわけでございますけども、その中でも、例えば中主小学校では特別活動の中に環境委員会というのを設置しまして、子どもたちが自ら考えていく、そういった成果が産まれてきているというふうに考えられます。

それから2点目の、こういった実績・成果を踏まえて、家庭・地域と連携、あるいは効果はどうかということでございますけども、学校でのこういった活動状況を学校だけでそれぞれお知らせをいたしております。そういったことから、1つはPTA活動の中にも広がりが出てきているというふうに考えております。PTA活動ではアルミ缶の回収とか、牛乳パックの回収等を行っておりますけども、当然これらにつきましては子どもと保護者、特に保護者の方が中心になって行うものでございますけども、そのことによりまして、家庭でも環境保全に対する意識が高まっているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 中田幸子君。

○14番（中田幸子君） もう一度質問させていただきたいと思います。

今、お答えいただきました中で、こんなエコな店あるよガイドブック作成事業というのを今言っていて、私も実はこの作成の本を持っているんで、今お答えいただいた項目がちょうど書いてある中で、ガイドブックで例えばごみ減量化とか分別内容を案内しようという、これは住民である者は全体で協力を実施しないと意味ないということなので、例えば国際協会が出している観光マップには、新しく入られた方にはいろんな国の言葉、中国語とかポルトガル語とか韓国語、いろいろなパンフレットがあったと思うんです、観光案内の方には。こういうごみの作成の案内をするにも、いろんな国の言葉を入れたものを、ガイドブックをつくられるんでしたら、このごみ減量化の協力をして下さいというのに、そういうものが2カ国語のはあったように思うんですけども、私どもは冷蔵庫なんかは今ちょっと張っているんですけども、あそこ下にたしか韓国語か中国語か、2カ国語が書いてあったと思うんですけども、今何カ国語ぐらいまでそういう案内がつけられるのか、今後作成はどのようなふうになっているのか、ごみ分別のための、このようなふうに日本の国では、野洲市の中ではこういう分別の仕方を行っているよというのを、その国の言葉で案内してあったと思うんで、それが今どのようなふうになっているのか、ちょっと再度伺いたいと思います。

それから、学校では草刈りとか、実際に行動しながら意識が高まっているというのは、先生が見てからのことではないか、自己満足なさらない方がいいかなと思います。

地域との連携の中に学校だよりを出しているということですが、この学校だよりはPTA、保護者までですよ、届くのは。地域の中に反映しようと思えば、例えば回覧で学校の中ではこういうことをというのを、別にこの環境問題に限らず、学校の中ではうちの小学校、中学校ではこういうことをやっていますというその学校だよりを地域の回覧板に回したら、地域の中の人にも学校の動きがわかるんじゃないかと思いますので、もし、やれるようでしたら地域内にもこの学校だよりを回覧して見ていただけたらと思います。

それから、学校の中で取り組んでいただく中に、例えば今できることやったら給食は残さず食べよう、このようなふうに残食をさせないように協力をする、それがごみ減量にもつながるし、それから、分別は協力しておられるからいいと思いますけども、紙の再利用もされておられます。もう一つは、遠足で出るごみ、これは持ち帰りましょうというのは多

分されていると思いますけれども、こういうことも子どもたちに言って指導されるというのではないかなと思います。

それから、全国的にこどもエコクラブがあるのはご存知ですか。これはこどもエコクラブというのは環境省がサポートする子どもの環境活動促進のための、全国の小中学生を対象としたグループ登録制度です。そして、環境に関心のある2人以上のグループなら、誰でも登録できます。会員手帳とバッジがもらえます。年に6回、こどもエコクラブニュースが届き、全国の環境に関心ある仲間と交流ができるというメリットがあります。本当に環境に関心のある子どもたちをふやそうと思うのであれば、こういうのもあるよと、子どもたちにあっせんしてみたらどうかなという提案はしておきます。

それで、最後でございますけれども、一般の廃棄物の中には先ほどおっしゃられましたように、25年度までに20%、過去の野洲町のときも20%削減と言われて、なかなか20%が本当実現しにくいんですよ。32年度には40%、半分近くですけど、実際にできるのかなとちょっと不安な気持ちもありますけども、でも、今の取り組みであれば達成できるだろうと期待しておきたいと思います。

私も、ごみ減量のために生ごみ処理機を利用しております。でも、夫婦2人でございますので、出る生ごみは少量でございます。でも、夏場は生物でございますので臭気がするので、少しでもやはり処理機を使いますが、少量であっても何時間もかかるんですよ、乾燥してしまうまでに。そうすると、環境の対策の取り組みとして、その少量のごみを乾燥するために電気を何時間も使って、本当にこれが環境の取り組みなんだろうかと惑わされるときがあります。

ということは、行政の方におきましても、視点を置く位置によって取り組みの内容が変わるということなので、計画とか検討をされるときは十分によく全体を把握してからしていただきたいと思います。

初めに申し上げましたように、廃棄物の減少のかぎとなるのは資源循環型社会の構築でございます。資源を生かして大切にすることの取り組みが大切と考えておりますが、学校では環境教育も教育の現場である学校内での行動にも取り組んでいくことが大切です。

そして、指導されている教師や職員さんの行動にも、子どもたちの実践活動の教育の場となっておると思います。

最後に、ごみ減量、リサイクル、リユース等、市の職員の研修や取り組みはどのように進めておられるのかお伺いします。

また、同様に、教職員におかれましてはどのように取り組んで研修されているのか、再度お伺いして終わります。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、中田議員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、環境基本計画の中でのこんなエコな店あるよというようなところから、ガイドブック作成事業で1点ご質問がございました。いわゆる外国人の方への啓発といたしますか、指導の観点だと思わすけども、実は、これにつきましては現在ごみの分別カレンダーにおきましては4カ国語で表示をいたしております。中国語、韓国語というのはハングルですね、それとポルトガル語、それと英語の表記、4カ国語で表示をいたしております。

それと、今のガイドブック作成事業につきましては、実は、今回の組み替え補正の中でも対応するように補正をしておりますので、このガイドブックについては現在のところは中国語とハングルで考えてございます。

以上が外国語の取り扱いということでございます。

それと、ごみの減量について、議員は電気の処理機をお使いだということでございました。それと、20%、40%の目標は達成できるのかというようなこともご質問であったと思います。

まず、この目標達成につきましては、平成19年度で14%というようなことで実績も出ておりますので、やはりこれはこれからの啓発、PRにはよりますけども、そして、環境基本計画のプロジェクトの推進にもよりますけども、やはり達成するよう努力していくということになるかと思っております。

それと、処理機を使った場合の電気の使用が当然その分負荷をされるわけで、当然CO₂の排出といたしますか、そういうことにもつながると。あと、逆にCO₂の削減を言っていてどうやというようなこともあるんですけども、それは中田議員おっしゃるように、やっぱり全体的なことをとらえてやらないとだめであるというふうに思いますし、やはり、何をされた方が有効であるかということも含んで考えて取り組む必要があると、私はこう思います。

以上です。

それと、市の職員の取り組みといたしますのは、まずはISOの認証の取り組みも当然しておりますし、それと、必修として市の職員研修で環境研修というのでも取り組んでおりますので、そういう面で職員の環境意識というのは向上しているんじゃないかというふうに

思いますし、これからも環境研修は必修でございますので、毎年繰り返してやるということでございます。そういうことで答弁いたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 環境教育に係ります再質問にお答えをしたいと思います。

いろいろとアドバイスをいただきましたので、今後参考にさせていただきたいと思いますが、まず学校だよりにつきましては、現在中主小と三上小と篠原小の3校は既に地域の回覧を行っておりますけれども、これをもっと全校広げていきたいなというふうに思います。

あと、食べ残しの関係、この辺につきましても給食センターと連携をとっていきたくと思いますし、遠足での取り組みとか、こどもエコクラブでございますが、この辺につきましても参考にさせていただきたいというふうに思います。

それと、最後にご質問がございました教職員の研修でございますけれども、現状、教育研究所で行っております講座の中に、環境をテーマとする講座がございません。今後はその講座の1つに加えて、積極的に教職員の意識の高揚を図っていきたくと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、通告第8号、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 野並享子、大きく3つ質問します。

野洲駅前周辺整備事業について、質問いたします。

野洲駅前周辺整備事業は、まちづくり交付金で行われています。2004年度導入以来、5年間で1兆円を越す状況で、その4割は道路特定財源でまなかわれることになっています。全国から出されました計画書は、この4年間で773市町村、1,355件申請され、すべて受理され、8,070億円交付されました。

今年度は551市町村、163件、2,510億円交付される見込みであります。道路特定財源を2009年度から一般財源化をと、福田首相は提案していましたが、辞任もされ、まちづくり交付金の財源はどうなるのか明確ではありません。

また、全国から申請された内容では、地域交流センター31億円を申請した千葉県のあるまちでは住民投票で反対が過半数以上あり、市は白紙撤回をしました。全国で申請された内容では広島市市民球場の建設、熊本城の本丸御殿建設、50メートル幅シンボル道路の建設など、税金のばらまき、巨額の箱もの建設と批判が広がっています。野洲市で計画された内容も6月議会で指摘しましたように、市民からの要望というより、コンサルが描

いた計画に検討委員会がお墨つきを与えた内容になっており、6億円もかけるペデストリアンデッキや、1億円もかける北口の歩道橋などは必要ないという声が大きくあります。総額24億円のうち7億円、3割も必要ないという事業を実施しようとしています。まちづくり交付金に道路特定財源を使うということは、都市再生整備には道路整備が伴うと、国交省のまちづくり推進課は発言していますが、申請した内容をチェックもせず、すべて交付してしまう、税金のばらまきという批判に対して野洲市はどのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

6月議会でも質問いたしました。野洲駅前周辺整備について具体的に質問いたします。

1点目、歩行者の安全について。総額24億円のうちペデストリアンデッキに6億円ほどかける、北口に1億円の歩道橋をつくることになっています。歩行者の安全とにぎわい、交流の核となる空間の創設など、必要性を述べられていますが、歩行者の安全のためならデッキや歩道橋をつくるより、もっと他のことをすべきです。歩行者の安全のために車両と歩行者の分離をする必要があります。南口も北口も同じですが、歩道の拡幅が必要でしょう。屋根を付けていくということも必要でしょう。自家用車の乗降場所を歩道に面することも必要でしょう。歩行者の安全を第一に考えた場合、第1点目は、人と車が接触することになりますから、ロータリーを横断する歩道はやめるべきです。緑地にして人が通行できないようにすべきです。

第2点目、企業の送迎の車も歩道に面することが必要であり、北口も屋根を延長して、歩道からの乗降になるようにすべきであります。

第3点目は、自家用車の乗降をできるスペースを南口だけでなく、北口にもつくるべきです。

第4点目は、歩道のバリアフリーを行い、車いすがスムーズに通れるようにすべきであります。

以上の点についての見解を求めます。

2つ目、修景広場や公園整備について、地元からの要求でつくられた修景事業は地元の方が維持管理され、良好な状況を保つことができます。しかし、地元要求もなくつくられた修景事業は利用者もなく、草ぼうぼうというところもあります。夏場などは2カ月もたてば草が伸び広がります。県道の街路樹を見てもらえばおわかりのように、できた当時はきれいでも、何年もたてば低木が枯れてしまっているところもあります。

また、児童公園でも子どもが遊ばないため、草が子どもの背丈まで伸びているところも

あります。広場や公園に潤いの空間として高木、低木が整備されることはヒートアイランドを防止し、CO₂削減のためにも望ましいことと思います。しかし、駅前周辺整備では、まちづくり推進協議会の活動内容に都市再生整備事業の推進、緑地等の清掃活動や防犯活動などの企画運営とあります。協議会の参加者は市民、商工会、NPO、行政などになっており、草刈りや清掃はこの推進協議会が行うということになりますが、これでは維持管理について誰が責任を持つのか、あいまいではないでしょうか。これまでの公園の草刈りは、地元自治会で県下一斉清掃のときに行ってきました。しかし、高木、低木が整備されれば、年2回の草刈りでは間尺に合いません。このような問題をどう解決されるのか、誰が草刈りや清掃活動に責任を持つのか、この問題が解決されて初めて整備事業を実施すべきと考えますが、見解を求めます。

3つ目、歩道の改良について質問します。

17路線の整備に9億3,800万円という予算になっています。多くの道が歩道を付けられるような幅員はありません。歩行者が安心して歩けるような道になることは、誰もが願っています。ボランティアセンターの前に描かれているように、側道の内側に黄色の色を塗り、歩行者優先道路のようにしていくということをお聞きしました。しかし、歴史的な旧中山道や朝鮮人街道などは、もっと趣のある道にすべきではないでしょうか。黄色の塗装で書いたのでは、余りにも無粋です。例えば、草津宿本陣があるところのように、旧東海道は車も自転車も歩行者も行き来されていますが、色的に分けられています。歴史街道としての趣のある道路になっていますが、このようなことが考えられているのでしょうか、見解を求めます。

4つ目、排水対策について質問します。

計画では、ザウルス公園の地下に貯留設備をすることになっています。平成24年計画、25年実施となっていますが、前期計画は22年実施ということです。本当に市民が早急に欲しい事業は排水対策ではないでしょうか。既に、今年も駅周辺で床下浸水がありました。最近では局地的な大雨が降る回数がふえまして、市民の財産を守るためにも優先順位は一番だと思いますが、25年の計画にされたのは何か解決しなければならないことがあるのでしょうか、見解を求めます。

5つ目、まちづくり推進協議会について質問します。

今回、この整備計画をつくるために設置された検討委員会は、昨年6月に立ち上がりましたが、15目のメンバーのうち5名が行政マン、3名が野洲高サッカー部、公募が2名、

自治会代表2名、商工会代表、駅前関係者、地元企業の村田製作所各1名でした。本来、この種の検討会には知識者として学者が入るべきだと思います。さらに、もっと地元地権者が入るべきではないでしょうか。コンサルが描いた計画を追認するような検討委員会ではなく、みんなでまちづくりを考えられる委員会にすべきです。今年度にまちづくり推進協議会を立ち上げることになっていますが、この協議会は市民、商工会、NPO、行政となっています。何名ぐらいの規模で、どのような形態をとられるのでしょうか、見解を求めます。

次に、区画整理事業についてお尋ねいたします。

野洲市では、桜生の区画整備が終わり、中畑小篠原区画整理事業も来年度に終了し、今年度市三宅地域で区画整理事業準備会が立ち上げられています。この計画面積は3.2ヘクタールで、桜生が4.6ヘクタールということですから、もっと小さな事業となります。道路用地と公共用地も出さなければなりません。16メートル幅の計画道路があります。先線の野洲川右岸線の計画は財政状況大変厳しく見通しも立たず、野洲川に橋を架けて守山市に抜ける計画は不可能に近い状況であり、計画道路の見直しが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

減歩率が50%を超える状況の方もあり、6メートル幅の道路計画にしたならどれぐらいの減歩率になるかも見解をお尋ねいたします。

最後に、保育行政についてお尋ねいたします。

財界は、保育分野の潜在的市場規模を2兆円と試算し、もうけの対象にするために国に圧力をかけていました。2000年3月に企業に認可保育所の運営を認めました。例えば、保育用品のメーカーのピジョンやベネッセが参入し、企業内保育の委託、民間の保育事業を行っていますが、保育料は直接契約のため、一律です。例えば、ゼロ歳児4万5,000円、1、2歳児4万円となっているところや、給食費1万円プラスされているところなどもあります。東京都が開設した認証保育所も同様の直接契約の保育所です。野洲市のよように国の基準による所得階層で保育料が決められていないため、低所得者の方は預けることはできません。2003年には指定管理者制度が導入され、株式会社も参入できるようになりました。2004年には小泉内閣が実施した三位一体改革により、公立保育園の国庫負担金が交付税算入となり、公立保育園の非正規雇用に拍車がかかりました。2006年3月の閣議決定で規制改革民間開放推進3カ年計画が出され、その年の推進会議において規制改革民間開放のための重点事項に関する中間答申が出されました。

そして、昨年5月の会議において、規制改革推進のための第1次答申が出されました。この一連の流れの中身は、1点目は、直接契約の方式の採用であります。現行の保育制度は入所申請は市町村に提出し、入所決定は市町村が行います。中間答申では保育に欠ける子どもに限定するのではなく、就学前の子どもすべてとなっており、施設と利用者の直接契約を容認すべきとしております。低所得者層への配慮を前提としながら、対価に見合った応益負担方式に転換すべき。保育料も原則自由にすべきとしています。

2つ目が、保育に欠けるという概念をなくすことであります。

3つ目が、市町村の位置づけが大きく変わります。保育に欠ける子どもを市町村の責任にするのではなく、中間答申では保育サービスへのアクセスを提供することとしております。

4つ目が、財政的な仕組みを変えることであります。保育所の運営費は、必要な運営費を行政が保障する仕組みですが、中間答申では施設補助から、子どもを持つ家庭に直接補助方式に転換すべきとしています。このような規制緩和は公的保育制度そのものを解体することになります。公立保育園がなくなるかといえば、そうではありません。障害児保育などは現在でも公立が多くを担っています。手のかかる子どもは民間保育園では敬遠されるためです。

昨年11月に日本経団連は、子育てに優しい社会づくりに向けてという提言を出しました。その中に免責基準、職員配置基準の柔軟な対応、認可保育所における直接契約の容認を打ち出した中で、国の方針が大きく変わろうとしています。今年5月20日に社会保障審議会少子化対策特別部会は、新しい保育メカニズムに基づく新しい保育サービスの提供の仕組みを取りまとめました。

そして、5月28日は地方分権改革推進委員会が第1次勧告を出し、直接契約方式の採用、全国一律の最低基準の見直しというのを出しました。現在、最低基準は1948年につくられ、世界の現状から見れば極めて低い水準です。保育士の配置基準や保育所の面積や保育単価など、もっと充実が求められています。

現在、東京都のある企業が経営している認証保育所ではもうけを優先し、おやつも含め、食材費を1日1人36円に抑えており、100グラム10円の鶏肉や、1袋10円のモヤシ、見切り品の野菜を買い、激安スーパーでの買い物ほとんどという状況で、乳幼児に輸入農産物ばかりとなっています。おやつは玉ぼうろ数個などというような園もあります。経団連は東京の認証保育所を参考にした仕組みを導入すべきと求めており、もうけの犠牲

は子どもたちになります。

こうした動きの中で、全国保育団体連絡会が今年6月に国会に提出した直接入所方式の導入反対、最低基準の抜本的な見直しの請願は、衆参両院で全会一致で採択されました。

また、8月には第40回全国保育団体合同研究集会在東京で行われ、1万人を超える保育士、保護者、行政職員、子どもたちが参加し、私立保育園、公立保育園の立場を超えて保育制度の解体反対のアピールも出す運動が広がっています。

このような中、経団連の子育ても金次第という保育制度にしていくのではなく、現在の最低基準を拡充し、子育てしやすい地域社会にすべきと考えますが、見解を求めます。

次に、野洲市の具体的な内容をお尋ねいたします。

1点目は、所得階層A、B、C、D、いろいろございます。それぞれ何人なのか、その比率をお尋ねいたします。

2点目、障害児保育はどの園で何人されているのか。

3点目、地元合意のない民営化や認定子ども園を実施しないと声明されましたが、民営化や認定子ども園についての内部検討は中止されたのか。

4点目、保育園の耐震化はいつまでに完了するのか。

5点目、野洲市では食材費は1人幾らか、材料はどこから仕入れているのか、以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

（午前 11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、野並議員の野洲駅前周辺整備事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、まちづくり交付金に対して税金のばらまきということの批判に対してということでございますけれども、まちづくり交付金は国土交通省所管の国の交付金制度でありまして、市がこの批判に対して見解を述べる立場ではございません。

また、申請に対しましては、交付の前年から制度の趣旨に適合し、目標設定等が適切かどうかの事前審査がされておりまして、審査を通った事業のみが採択されているということでございます。

次に、野洲駅周辺整備につきましての、1点目の歩行者の安全についてでございますけれども、横断歩道の設置につきましては、公安委員会とも協議が必要となります。歩行者の安全確保のため、横断歩道はできるだけ避けたいと考えております。

次に、2点目の野洲駅の北口の整備計画につきましては、今後駅前周辺の整備を進める中で関係機関と協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

次に、3点目の北口の自家用車の乗降場の設置につきましても、2点目と同様検討をしてみたいと考えております。

次に、4点目のバリアフリーにつきましては、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの観点から、整備を行う予定でございます。

次に、修景広場や公園整備の維持管理についてであります。この事業では、いずれも市民が憩い、楽しめる空間等として利用できる公園となるよう、3つの公園を整備する計画をいたしております。昨今の公園の維持管理につきましては、地域との協働により、公園という空間を守り、そして育て、貴重な市民の財産として次世代に継承していくことが大切だと考えております。つきましては、他の公園と同様に、日常管理は地域で行う等、効率的かつ適正な維持管理が考えられますけれども、さまざまな維持管理の手法も含めてまちづくり推進協議会で検討をしていただく予定をいたしております。

次に、歩道改良についてでございますけれども、交通バリアフリー法に基づき、順次野洲駅周辺道路の歩行者空間の改良を進めていく計画をしておりますけれども、旧道における改良についてはカラー舗装の色を含め、その歴史に十分配慮した中で整備を行う必要があると思っております。

次に、排水対策についてのご質問でございますけれども、排水対策につきましては、その重要性は十分認識をしておりますけれども、祇王井川が該当する区間については一級河川ということもございます。そのようなことから、まずはやはり関係機関と十分協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり推進協議会の形態についてでございますけれども、野洲駅前の中心市街地整備計画検討委員会では、駅周辺という公共性の地域であるという特性や、地権者からの用地買収がない市有地のみで実施する事業であること等にかんがみまして、市民、企業、行政が協働して検討を行ってまいりました。この計画書の策定までには、地元居住者との協議も並行して行ってきたところでございます。

今後、予定いたしておりますまちづくり推進協議会の設置要項を現在検討しているところ

ろであります。滋賀県や公安委員会、学識経験者や公募による市民、NPOと公共交通機関、関係者などを含め、おおよそ20から30名程度の規模で予定をしているところがございます。

次に、区画整理事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都市計画道路の見直しの必要性でございますけれども、この計画道路につきましては守山市との関連や、また、ご指摘の橋梁や野洲川右岸線等の問題もございまして、今後一部見直しの検討をする必要があるとは思っておりますけれども、すべてを見直すというところまでは、今のところは考えておりません。

また、減歩率ということでございますけれども、参考といたしまして、道路幅員を16メートル幅から6メートル幅に計画した場合の減歩率の試算でございますけれども、道路幅員16メートルの場合で、平均でございますけれども36%の減歩率に対しまして、幅員6メートルの場合には平均33%の減歩率となる見込みであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の保育行政についてのご質問にお答えをさせていただきます。

保育制度についての考え方でございますが、国におきましては規制改革推進のための3カ年計画が改正をされ、保育分野においても入所基準等に係る見直し等の改正が予定をされております。

本市では、保育所は次世代を担う児童の健全育成の場であることから、利用しやすい保育所づくりと、子どもの健やかな育ちを図ることを優先に考え、障害児保育、一時保育、休日保育、病後児保育、特定保育等の特別保育事業を実施しております。今後も保護者のニーズに応え、きめこまやかな保育サービスが提供できるよう、保育行政を推進してまいりたいと考えております。

それでは、1点目の保育所保育料階層別の人数、及びその比率についてお答えを申し上げます。

保育料の階層区分は本市では16階層となっており、7月末の園児数は864人です。園児数と全体に対する比率の順でお答えを申し上げます。

A階層、生活保護世帯につきましては7人、0.8%、B階層の市町村民税非課税世帯は92人、10.6%、C1階層の市町村民税均等割のみ課税世帯は15人、1.7%、

C 2階層の市町村民税所得割の課税が5,000円未満の世帯は9人、1.0%、C 3階層の市町村民税所得割の課税額が5,000円を超える世帯は33人、3.9%、D 1からD 6階層の所得税課税額が9万円未満の世帯は331人、38.3%、D 7からD 8階層の所得税の課税額が9万円以上21万9,000円未満の世帯は228人、26.4%、D 9からD 10階層の所得税課税額が21万9,000円以上41万3,000万円未満の世帯は88人、10.2%、D 11階層の所得税課税額が41万3,000円以上の世帯は61人、7.1%となっております。

2点目の、障害児保育の入所児童数であります。今年度は公立保育園5園、民間保育園3園におきまして38人の障害児保育を実施しております。実施園及び障害児数につきましては、野洲第1保育園10人、野洲第2保育園7人、野洲第3保育園7人、三上保育園4人、篠原保育園4人、あやめ保育所1人、きたの保育園2人、しみんふくし保育の家3人であります。

3点目の、民営化や認定子ども園についての内部検討についてのお答えですが、篠原幼稚園と篠原保育園の統合化を中心としまして、引き続き内部で検討を進めているもので、民営化、または認定子ども園の具体的な検討までには至っていない状況でございます。

4点目の、保育園の耐震化であります。野洲第1保育園、三上保育園、並びに野洲第2保育園につきまして、今後計画的に進めて平成24年度までには完了したいと考えております。

5点目の、公立保育所の園児1人当たりの食材費及び材料購入業者についてお答え申し上げます。

食料費につきましては、給食及びおやつに要した経費、1人1日当たりですが、公立保育所では3歳未満児は231円、3歳以上児は196円、民間保育所につきましては、平均ですけれども、3歳未満児は170円、3歳以上児は198円となっております。

給食費、また間食材料の購入先につきましては、公私立保育所とも主要な材料はおおむね市内業者にて購入し、可能な限り滋賀県産、あるいは市内産地のものを使用しております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 今、ご答弁いただきまして、見解を述べる立場にない、審査に通ったもののみ決定、私、前段で言いましたように、申請されたのはすべて受理されてい

るんです。審査に通ったものって、だから申請を上げれば全部受理されているというのが、今のまち交の状況であって、野洲市が24億円、ペDESTリアンデッキも含めて、申請をすれば交付されるという、それが却下されるというふうなことは、どこで判断をするんですか。市民が、前段言いましたように、住民投票条例で過半数以上になった千葉県のあるまちでは、市が白紙撤回をしたということにならなかったんですけども、申請を上げて、その後そういうふうなチェックで市民の声が反映されてなくなるということがあるんですか。ご答弁をお願いします。

次に、車と人と、できるだけ避けたいということをおっしゃいました。この計画の中には、デッキの下に島が設けてあります。渡れないように島になっていると思うんです。だから、デッキをつくらなくて歩道をずっと渡るというふうなこういう計画で、それで私はいいと思います。人と車が接触をしなくて済みますから。

それで、皆さんがどうしてもデッキが欲しいという声が、本当に署名が山ほど集まり、1万、2万という署名が集まって、そういう状況やったらそれだけの人が利用しはると思うのでつくればいけれども、今は必要はないというふうに思います。

逆に、もう一つ、北口の方の部分に関して、歩道橋だけが書かれていまして、そのまま島を行けることになっているんですよ。だから、これではあきません。結局渡らはるから。歩行者と自動車を分離させることはできません。だから、きちっと歩道に屋根を設けて、こっち側に自動車とか、こっち側に送迎の車とか、歩道にこう張り付けてとまってもらうということを、私まずやらんとあかんと思います。今とまっているのご存知ですか。この駅の島の前のここにとまっているんですよ。それと、ここにとまっています。ですから、おりたり乗るのに必ず車道を皆さん渡るような状況になっています。危険な状況が毎日続いているんです。これを、何もこんなところに歩道橋をつくらなくても、とりあえず本当に周りに張りついてとめられる、こっち側もとめる場所がありますから、道路広いですから、パチンコ屋の前、あそこもきちっと送迎の企業の車がありますから、わらべやとかいろいろありますから、そういう車かとめられるようにまずして、歩道から乗り降りをするということをやらんとあかんと思います。これはすぐできると思いますよ。公安委員会も賛成するでしょう、そんな歩道もないようなところを皆さん横断されていますから。まずやらんならんと違いませんか。歩行者の安全というのならば、私はそういう観点で駅前整備を考えんとあかんというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。北口の問題、デッキの問題。

それと、修景広場、整備後の管理はいろんな観点から検討をするということをおっしゃっていますけども、本当に駅前北のあの広場に高木、低木、つくった当時はきれいだと思います。でも、本当に街路樹のところの草に覆われてしまった低木を見ると、年2回の清掃ではあかんということは誰でもわかると思うんです。それを今、地域で管理をというふうなことを言われると、本当に駅前の北の自治会が年に3回、4回草引きに出ようということが、地元でそういう機運が上がらないと草ぼうぼうになりますでしょう。そういうふうなことがまず大前提と違いますか。駅前広場の問題を出しましたけれども、このやろうとしている小篠原、和田の公園というのもどういうふうな協議がされているのでしょうか。

検討が必要ということですから、いろんな角度からということですから、どのようなことをあと考えておられるのか。修景公園が野洲市でどうなっているのかということもご存知やと思いますので、どうそこをされているのか、具体的にもうちょっと詰めていただきたいと思うんですけども。

あと、河川改修、各関係機関と協議をしないと地下の貯水のはできないというのは、いったいどこと、いつどんな協議が整わないとできないんでしょうか。地下タンクをつくっていくというのは、もう十何年昔から、とにかく駅のあの近辺にまち交の何や使ってでもつくらなあかん、つくらなあかんって、ずっと私は聞いてきたんですけど、その間、どことも何にも協議はされていなかったんですか。この申請を上げるにあたって、当然そんな協議は前提やったと思うんですけども、今さら申請出しておいて、これから協議せんならんって、こんなことでいいんですか。今までどうなっていたんですか。

時間がありませんので、区画整理事業は、これ本当に守山市との検討が必要ということですけども、これからの計画がないんだったら、駅前からそのままずぼっと16メートル道路ができて、本当にその先線をもう動かせないのだったら、16メートル道路なんていうのは必要ないと思います。地元と十分協議をしていただきたい。

保育行政ですけども、今言われた野洲市の保育行政、本当に頑張っていると思います。これからもきめ細かな保育行政を行うということによっておられます。しかし、国や財界の流れが本当に兵糧攻めをはじめとして、すさまじい勢いで来ているんです。だから、よっぽど行政担当者が野洲市単費でも出していくんだということによっていかない限り、どんどんとそういう波が押し寄せてきますので、近隣の状況を見ますと、そういうふうな動きがどんどん進んでいるんです。守山市でも民間で認定子ども園を来年4月につくるというふうなことも出ていますし、栗東市ではどんどんと民営化していくということで、公

立合併して民営化というふうなのが出ていますので、周りがどんどんそういう形で流れている中で、本当に頑張ってきめ細かな保育行政を行うということをやっていただきたい。

先ほど言いました、直接契約というふうな形になってくると、今聞いたAからC階層です、この方たちが150人ぐらいおられますか。こういう方々は本当に4万円、5万円という保育料が払えないから大変な事態になります。公立が引き受けんならん。そうすると、結局4万円、5万円の保育料の払える高額の部分です、所得税が15万円とか20万円とかいう形で払える人たちが直接契約の民間の保育園に行くということで、なお、公立の保育園の運営が大変になると思うんです。そういうところを認識されているのか。だから、直接契約のそういう保育園をどんどん野洲市が思っておられたら、どこかで歯どめをかけていっていただかないと、野洲市の財政そのものも本当に大変な状況になると思いますので、その認識をお持ちなのかどうかということをお尋ねいたします。

給食費の問題、今お聞きしましても、やはり民間では食材で削っていているというふうな状況です。今、国は食材は単価幾らというふうな形で基準を出しているのでしょうか。基準以下にはなっていないとは思いますが、昼食の部分で認可保育園で300円ぐらいというのが大体今聞いているんです。大体300円ぐらい野洲市もあるのかなと思っていたら、それよりも少ないような状況ですので、ちょっとそのあたり、お尋ねをしたいと思います。

それと、民営化の篠原の幼稚園、保育園、これ具体化はまだしていないということですが、守山市では認定子ども園を民間委託してというふうな方向を打ち出している中で、滋賀県内では米原市が公立で認定子ども園をされています。地元の方が本当に認定子ども園を望まれているんだったらいいんですけども、そうでないような状況であるならば、野洲市でやる必要はないと思います。幼稚園は幼稚園、保育園は保育園の果たす役割はあると思いますので、だからそういう地元要望を十分に聞いていっておられるのか、内部で検討だけではなくて、地元要望がどうなっているのかというのをどういうふうに把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、申請された計画はすべて100%受理されていると、何でも受理されるんやというふうなお話でございますけれども、これについては当然それぞれ規定というものがござ

いまして、都市再生整備計画自体、都市再生の特別措置法に基づいてやられているものでございまして、それなりにやはり審査はされておられて、それぞれ審査が受理されるようにそれぞれの市町村で努力をされているというふうに思っております。

それと、次にデッキでございますけれども、デッキについては必要ないのではというふうなことでございますけれども、この辺の都市再生整備計画自体5カ年ということで、概略の予算24億円という事業費が出ておりますけれども、あくまでも基本計画の中で事業費を算出をいたしております。そういった中で、デッキについては歩車分離というふうな形で、これは検討委員会でもいろいろお話も出ておりましたし、その辺の尊重もした中で、当然今後まちづくり協議会とか、もう少し詳細についてはいろいろと意見をいただいて整備をしていきたいと、こういうふうに思っております。

また、北口の乗降場の問題でございますけれども、これにつきましては北口も当然広場の大きさというものは決まっております。そして、これも北口のデッキについても歩車分離という形で計画をしておるわけでございますけれども、この中の広場については、そこへ降りられるような形も検討していく必要があるというふうに考えております。

そして公安委員会、こういったものについては当然歩行者の安全をまず考えてということは当然のことでございますけれども、公安委員会等とも十分協議をしながら、この辺は進めてまいりたいというふうに思っております。

また、修景広場の管理でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、我々としては地域ふれあい公園、あるいは地元の管理していただいております児童公園等も含めて報償費というふうな形で、現在は地元管理をいただいておりますけれども、これは当然地元の方々とも十分話をさせていただくなりして、十分協議をした中で管理については定めていきたいというふうに思っております。

それから、河川改修、この地下調整池の件でございますけれども、これにつきましては以前からいろいろ市街地排水の対策、あるいは河川サイドでの浸水対策というふうなことで、いろいろお話もあったわけでございますけれども、今回、この都市再生整備計画の中で、ちょうど市の公共用地の下に設けて、祇王井川からあふれた水を取れば少しでも被害の軽減になるのではないかとということで計画をさせていただいておりますけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように、県の一級河川というものがございます。それと、県の河川整備計画、あるいは市の市街地排水の雨水計画等との兼ね合い等もございまして、十分検討が必要ということをお願いしたつもりでございます。

それから、区画整理の見直しということについては、この点については先ほども申し上げましたように、野洲川橋の橋梁についてはなかなか今日の財政事情の中で難しいということが考えられますけれども、市としては今現在、この街路事業については県の方に要望という形で、県で何とか事業をしていただけないかというふうな話もさせていただいております。

それと、右岸線の問題も実は一部ございまして、野洲川の側帯を現在計画線が走っているとういふうなことで、これの見直しはもう必ずしていかなければならないということで考えておるわけでございますけれども、今現在、市の方で右岸線の工事、斎場までの工事をいたしております。それから守山中主線、そして旧北流の堤防を利用して野洲駅に至るアクセス道路としてのこういった考え方もございますので、その辺は十分検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問、3点であったと思っておりますが、お答えを申し上げたいと思います。

1点目は、今言う規制改革の中で直接契約というものについて、市としてどのように認識をされておるかということでございます。この部分というのは一部で、まだまだ本市としてはこの部分には詳しくも理解をしていないところですけども、そもそも子どもたちというのは、市内の子どもたちが平等に保育、いろんな環境を与えられるべきだと考えております。

その中で直接契約というような、ある意味では市の権限の及ばないような範囲の中での保育が実施されるということについては、当然市の保育行政についても混乱を来すものと考えておりますし、子どもの子育てというのは、先ほどもおっしゃっていたように、いわば保護者の経済力に、ややもすれば左右されるというような大きな危惧もございますので、市としては今進めております公立保育を問わず、共に健やかに育てるような保育を目指して進めてまいりたいと考えておりますし、先ほど頑張っていたいただいておりますとおほめいただきまして、本当にありがとうございます。例えば、ここにご質問がありましたように障害児保育につきましても、昨年県は行政改革の名のもとに、障害児保育の補助金も見直しをし、実質的にはカットされておりますが、本市としては引き続き同じような形で私立につきましても補助をしていくということで、今年度予算もお認めいただいたところですので、

そのような思いで進めてまいりたいと考えております。

そして、2点目の給食費のものですけれども、これにつきましては、今国の方では一応定めておるのは主食、副食、保育材料とか、それに伴います炊事具とか光熱費ですね、このようなものを含んで3歳未満児については月額9,550円、3歳以上につきましては、主食を除くということですが、6,466円というような基準が示されておりますので、公私立共にこの基準を踏まえながら材料費等も進めているところでございます。

あと、県内で認定子ども園等の新たな動きについてということでございますけれども、米原市が第1号というのがスタートして、守山市も来年度、少し動きがあるようでございますけれども、本市としましては、認定子ども園についてはまだまだ保育園を含めて、また、施設運営を含めて少し課題があるということで、一足飛びに認定保育園までということはないんですけれども、先ほど申しましたように、篠原の部分では年齢的に集団保育が幼稚園の部分でもありますので、これまで2年ほど、ちょっと時間がかかっていますけれども、一元化にできないかということで主体としては考えております。この部分については再度、今の状況も変わっていますけれども、年内に利用者とか関係の方へのアンケートもとりながら、1つの園として進めていけるような形で、市民の方のご意見、保護者の方のご意見を進めながら、1つの園にしてまいりたいと考えております。

ということで、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 野並議員の非常にきめ細かな質問が出て、意見の提言もございましたが、お聞きをしていますとかなり厳しいご意見もお出しのようでございますが、ちょっと去る者とは言いませんが、今まで経験したことをもってお答えを申し上げたいと思います。

そもそも野洲の、当初は正面と言っていました、南、北駅前広場は、私、幸いなことに担当させていただきまして、私の手でつくりました。それがどうということじゃないんですよ。しかし、その時代にはやっぱり野洲の駅の乗降客、あるいは野洲の人口、中主さんを含めてですが、それはそれで適正な広場であったということは思いますが、今のこの人口の急増した中で、あれだけの広場が到底その機能を果たせないと、これは誰も市民の皆さんはお認めやと思います。

そこで、私は基本的に歩行者と車を早くに分離する。それで今の計画では、車は下をそのまま道路を活用しながら、歩行者は上へ上げて、早く上へ上がっていただいて駅に出て

いこうと、これは北口も南口もそういう基本的な考え方です。金がかかる、かからん議論は別の話ですよ。やっぱりそういう形態の広場をつくるのが安全であろうと、こういうように思います。

特に、北口の歩道のことをおっしゃっているんですが、今、旧IBMの用地の中に2,700人の従業員がお働きになっております。村田さんはここから2,000人がバスに乗っておられます。まだオムロンさんが700人、京セラさんが1,000人ほどふえるんですよ、従業員が。そういうことも吟味しながら、今から駅舎の動向を考えていかないといけないということですから、ブロックが高いとか低いとかどうやとか、歩道の端へバスを付けよとか、そんなことは専門家がお考えになっていること、また、法律によって規制をされている公安委員会、それともう一点は、この南口の駅は、いわゆる私らがつくったとき、建国協定というものがあまして、あれはJRが管理しているんです。土地は野洲市ですが。北口は野洲市がつくって野洲市が管理していますけど、そういうようないるんしながらみがあるんですよ。だから、おっしゃるように簡単にできないということと、河野議員の質問にも出てくるんですが、やっぱり1年余り時間をかけて駅前中心市街地整備検討委員会、ちょっと名前は定かでないのですが、やっぱり時間をかけて住民の皆さんの意見を聞いてきてまとめているんです。議会でそういうふうにあれがあかん、これがあかんと言われたら、我々が時間をかけて市民の代表の皆さんの意見を聞いてきたことが何やったのかと、こういうことになりますので、その辺は今後もそういうことのないように、やっぱり事務屋は検討して、最小の経費で最大の効果を上げないといけないということで検討をしているんですから、その辺はまた、もっと案の時代に意見を提言していただければ。

(発言する者あり)

○市長(山崎甚右衛門君) いやいや、それは時期があるはずですよ。

そういうことだと思います。ここで言われたら、もうその言葉が生きてきて、どうしようも動きもないということになってきますから、それだけはお含みおきを願いたいと思います。

それと保育園の問題、言葉の中にありました、おほめの言葉がありました。民営という言葉が出てまいりました。預かり保育、その他いろんなことも出てまいりましたが、私は絶えずこれは直営でいこう、公設でいこう、公営でいこう、これを頑張ってきました。しかし、時代的な背景からいえば、もうこれがかなりの辛抱する時期ではないかと思えます。

これからいろんなおっしゃるように、例えば保育園の負担金を公設の場合は交付税に入ると切ってしまいましたね。民営の場合は残しているんですよ。そういう国の施策が見えてきているんです。だから、頑張ったのもここまでやと思いますよ。これから先はやっぱりそういう方向で行かざるを得んのではないかと。部長も言葉を選んで言っていますけど、私はそう思います。そういうことで、今後のやっぱり保育行政というものは考えていかないといけないのではないかと。

それと、ただ野並議員にお礼を申し上げたいんですが、絶えず私たちに非常に大きな提言をいただいたことは知っております。学童保育もしかりです。しかし、私はその意見を尊重しながら取り組んできたことだけは、ここで申し上げておきますので、評価をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） もう1分ですので、歩車分離ということをおっしゃりながら、結局下を残すという北口の発想ですよ。下を行き来するということを残して、上だけつくって、結局下を渡るんですから、本当の歩車分離にはならないんです。その発想だけはきっちりしていただきたいと思います。

あと、保育行政につきましては、流れが民営化に進んでいることは確かです。兵糧攻めに遭っています。けども、この直接契約をしていった場合、低所得者は必ず入れなくなるんですよ。3万円、4万円という保育料を払えません。公立が必ずそれを担わんならんような状況を残しているんです。だから、この契約のところに乗ったらあかん、高額所得者も含めて保育料としてもらっているんですから、そこで運営をしていくということをやらないと、民間では、この直接契約では保育料を収入に応じて段階的にするというにはならないんです。十分それを認識をしていただいて進まないで、流れがこういう方向で来ていますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 克君） 次に、通告第9号、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、3点について一般質問を行います。

1点目に、原油高から暮らしを守る施策の実施についてであります。

今日の原油高騰によりまして、市民生活に深刻な影響を与えています。原油高、また穀物高、これらのダブルパンチで食料製品の大幅な値上げ等、生活保護を含む低所得者及び高齢者世帯はもちろん、市民全体の暮らしを直撃しています。

同時に、市内産業を見ましても、とりわけ経営基盤の弱い運送業者や、これまで話がありました農業分野等々、さらに福祉関連施設や事業者でも経営運営の存立の危機を迎えていると言っても過言ではありません。

根本問題は、ヘッジファンドによる投機マネーが大きな原因と言われておりますが、これを国際的に規制するという国政レベルの問題もありますが、大事なことは市民の暮らし、また市内における産業が脅かされている現状から市行政そのものも対策を行うことは、自治体としての責務であります。

1点目に、原油・石油の高騰による市経済、市民生活への影響の実態調査も必要と思います。その上に立っての対策が必要と思います。これについてお聞きしたいと思います。

2点目には、影響のある産業やまた事業所に対して、緊急の融資枠の設置とか利子補給制度の実施等、あるいは雇用者、短期雇用への人件費補助など、これらの独自施策も考えるべきだと思います。

3点目には、昨日も少し言いましたが、こういう現状の中で生活困窮者の弊害が予想されています。教育委員会でも就学援助の認定基準を現在の1.2では今日の暮らしの実態から救えていない部分があると思います。そういう意味で、当面1.5にするとかを求めてきたわけではありますが、これについて検討を求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

2点目に、農業振興についてであります。これまで振興施策の推進を求めてまいりました。6月議会での政策監の答弁は、国の水田経営所得安定対策、米政策改革推進対策及び現在の農地水環境保全向上対策、いわゆるこの農政3法により米の価格安定や食糧自給率の向上、または担い手農家の育成振興、ひいてはこのことが市の農業振興につながる旨の答弁をされました。

さらに答弁では、これに基づき本市の農業経営基盤強化の推進に関する構想、あるいは水田農業ビジョンが農家と消費者の立場に立ったものであるとも答弁されました。しかし、本当にそうなのでありましょうか。市農業の現状を見ましても、これまで指摘しましたように、ますます深刻、疲弊、崩壊の一途ではないでしょうか。私はこのような市の認識では決して市農業の振興はならないものでありまして、多くの農家、市民の認識とはずれていると感じます。

そこで1点目に、現在の市の構想とビジョンは、私は国の農政追随の枠内の施策方針であり、市としての具体的な振興方針が示されないと考えますが、今議会でも改めて市が言

うような野洲市農業の振興と本当になっているのかどうか、どのように考えているのか改めてお聞きいたします。

2点目に、現在、全国の多くの自治体では、市独自の振興施策、あるいは条例も制定されています。愛媛県の今治市では、今治市食と農のまちづくり条例が制定されています。市としての農業振興をこれをもって推進をしています。条例で地域の食文化と伝統を重んじ、地域資源を活用した地産地消を推進することにより、食料自給率の向上と、安全で安定的な食料供給体制の確立を図る。また、市民に食と農林水産業の重要性が理解されるための食育を実践、さらに農林水産業は農地、森林、漁場、水その他資源と担い手確保等々をこれらを基本理念としています。

さらに条例を詳しく見ますと、今言いました目標や理念に基づき、市農業の振興方法として地域農林水産業の振興策の策定を条例の中で義務づけております。その中では、先ほど言いましたように地産地消と食料自給率の向上、多様な担い手の育成などを柱にしています。

さらに、この条例に基づく振興策推進の特徴は、市民参加で進めているということであり、条例では農林水産業者、消費者、食品関連事業者、また関係機関及び団体の者、学識経験者で構成する食と農のまちづくり委員会が組織されています。

この委員会は、市長に意見を述べると共に、施策の検証、評価などを行う機関であります。簡単に述べましたが、このような条例を制定して振興を進める自治体が今ふえてきていますが、問題は市行政が農業と市の振興、まちづくりへの姿勢が問われている今、試されていると私は考えています。

去る29日、兵主学区と中里学区の自治会長の皆さんと同学区の議員との行政懇談会がありました。この中でも市農業について意見もありました。野洲市の農業はどうなるのか、あるいは市の農政が見えない、このままでは地域が維持できなくなる不安を持っているなどの意見が出されました。ですから、私は国の農政3法で野洲市の農業振興が図れるという姿勢ではなく、市としての確固たる農政を推進すべきと考えるものでありまして、その要となる振興条例の制定が必要と思いますが、改めて見解をお聞きいたします。

農業振興の3点目、これは具体的な問題で1点質問したいと思いますが、例えば、先ほど言いました自治体としての食料自給率向上へ地産地消をどう推進するかであります。この問題は、学校給食での地元農産物の使用を中心にこれまで議論され、一層の努力は必要であります、本市でも推進されてきました。それはそれで、これまでの努力を評価する

ものでありますが、問題は、地産地消というものは当然のこと、行政、農業者、そして市民全体で取り組むべき課題であります。

これまで、学校給食での地元農産物使用にとどまらず、地産地消を市内の企業の社員食堂、病院、あるいは介護施設などの給食など、視野を広げた取り組みが必要と考えます。この取り組みも現在全国的に広がりつつあります。まだまだ推進途上ではありますが、例えば埼玉県飯能市では農業委員会として地産地消を取り組み、病院、介護施設にも地元農産物の利用を進めようとしています。四国の四国中央市でも地産地消を推進する都市宣言がされ、推進しています。同時に、先に言いました今治市でも地産地消は地元自治体の食料自給率と地産地消は一体のものとして取り組んでいます。

このように、全国的にも取り組みが強化されつつありますが、この問題でも大事なことは、これを推進しようとするれば単に行政だけが音頭をとって推進できるものではありません。行政はもちろん、農業者や農業団体、企業等々を含めた団体、市民、消費者など、全体で取り組む必要があります。これについての見解をお聞きします。

いずれにしましても、こういう意味から本当に全分野にわたり、野洲市の農業振興のために本市農業の理念、目標、推進体制を定めた市独自の条例が必要というゆえんであります。この地産地消の今の提案について答弁を求めます。

大きな3点目、野洲養護学校の問題であります。これも6月議会で通学路の問題を質問しましたが、その後の経過も含めて改めて本会議でお聞きして確認しておきたいと思います。

養護学校の通学路の問題であると同時に、以前も言いましたように、野洲市としての長年市内で最も危険な道路の1つとして早期の対策が求められていました。高木地先から篠原駅までの歩道整備を含む早期の対策が必要であります。6月定例議会後、一部歩道整備が現在行われております。しかし、根本的解決にはほど遠いと言わなければなりません。

そこで、問題を1点だけ絞りますが、当面、養護学校の、とりわけ危険な現在の通学路の通学対策として、市内循環バスを利用できないかということでもあります。この件では、昨年になりますが、9月21日、野洲養護学校の開校にあたりまして、県教育委員会の学校教育課から野洲市に対して循環バスの利用ができないか、利用を求める要望が本市にされています。このときは生活安全課が中心になりまして、養護学校やバス事業者と共に検討が一応されました。しかし、現時点ではバスのダイヤの問題、あるいはバス停の位置などの関係で実施に至らないでいます。ですから結果として引き続き現在も危険な状況が続

いています。

そこで、今後の方向ですが、県教育委員会からも、イコール養護学校からも循環バス利用の要望がなされたとき、1つはこの検討を生活安全課1課で検討されていたようですが、私はもっと担当課を含め、道路河川課になるのでしょうか、それと教育委員会も連携して全体でよりよい対策を検討すべきだったと思いますが、この点、検討の経過はどうであったのか。

また、今後このバス利用へ早期に検討して実現できるような対策、結論を出すべきと考えますが、この際見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の原油高から暮らしを守る施策実施についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、原油高、原材料高の高騰に端を発する国内経済の窮状については、本市も見逃すことのできない問題であると認識をしております。ご質問の1点目の実態調査についてであります。全国商工会連合会では7月初めに原油・原材料価格の高騰に関する中小企業緊急調査を既に実施されているところであります。本市が改めて独自に実施する必要はないものと考えております。

次に、2点目の特別支援策についてでございますが、議員ご承知のとおり、本市では中小企業向け対策といたしまして、これまで低利かつ簡易に利用できる小規模企業者小口簡易資金貸付制度、及び小規模企業者向け制度融資に関する利子補給制度を実施しているところであります。原油高騰に対する緊急対策として8月末には、国は、安心実現のための緊急総合対策をまとめ、原材料価格高騰対応等緊急保障制度、これ仮称でございますが、の導入や、セーフティネット貸付制度の強化など、中小企業の資金繰り対策を中心に今年度を実施する方針を示しております。

また、滋賀県では、早ければ9月中に原油・原材料高騰緊急対策資金、これも仮称でございますが、貸付制度を創設することを確認をいたしております。これら国、県が実施する施策効果や、今後の物価等の動向については、今しばらく注視をしまいる必要がございます。

なお、現時点で本市独自の緊急経済対策の実施は短期の雇用者の人件費補助制度等も含め、考えておりません。

一方、農業分野も同様、原油、肥料価格高騰に対する影響を受けております。特別支援

策は今のところ考えておりませんが、国、県の動向を見ながら、JAおうみ富士と協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の生活困窮者の支援について、お答えをさせていただきます。

生活困窮者については原油高騰等、諸物価の上昇はいち早く生活に影響を及ぼすところですが、生活保護基準は生活を保障するために国民の消費水準を基本に、厚生労働省において定められ、必要に応じて国において見直しが行われるもので、現時点では11月から3月までの間は冬季加算として保護費に追加して給付されております。

このことから、市の独自の生活保護基準引き上げについては考えてございません。

また、就学援助費の準要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、平成17年度から国の補助分が税源移譲されたため、各自治体において地域の実情に応じた認定支給を行っておりますが、近年の受給率の上昇等を考えますと、今後の就学援助費の認定基準等につきましては、現在のところ、見直す予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の農業振興についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想ですとか、あるいは野洲市水田農業ビジョンについて、国の農政追随の枠内の政策であって、野洲市農業の振興とはなり得ないというご指摘でございましたけれども、これは3月の定例会での日本共産党の代表質問ですとか、先の6月定例会での小菅議員の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、いわゆる農政3対策でございます水田経営所得安定対策ですとか、あと米政策改革推進対策、及び農地・水環境保全対策を的確に推進して、それによって野洲市の中の担い手の育成振興を図っていくと、そういうことが本市の農業振興施策として最重要課題と認識をいたしております。

こうした農政3対策を的確に推進をするために、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想ですとか、あと、野洲市の水田農業ビジョンに基づきまして着実に進めてまいりたいと考えてございます。

2点目の、農業振興条例制定についてのご質問でございます。これは、今の1点目のご質問の答弁と重複いたしますけれども、本市の農業基盤経営強化の促進に関する基本的構

想ですとか、野洲市水田農業ビジョンに基づきまして着実に進めてまいりたいと考えてございますので、条例の制定は現在のところ、考えてございません。

なお、これは全員協議会の際にもご紹介申し上げましたけれども、今年度から着手いたしました本市の農業振興地域整備計画の見直しにあたりましてアンケート調査を実施しているところでございます。まだ集計は途上でできてございませんけれども、アンケートでいただいたご意見も踏まえながら、本市の農業振興のあり方について議論を深めてまいりたいと考えてございます。

あと、3点目の地産地消の推進についてご質問でございます。これは、できる限り地元で生産されたものは地元で消費するということが当然流通コストの節減にもつながりますし、そういった点でも本市といたしましても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

現に、本市に進出をしている企業から、地元貢献の一環として社員食堂で地元の野菜を受け入れる可能性にも言及されてございます。これを受けて事務的に検討を始めさせていただきます。

また、本年7月でございますけれども、地産地消、並びに農商工連携に関する近畿農政局と、あと社団法人関西経済連合会との連携等についてという、こういう文書が両方で交わされてございます。その中で、地産地消の取り組みをさらに発展させるためには直売所等のみならず、事業所給食、いわゆる企業の社員食堂における地場農産物の利用推進が重要というふうにされてございます。本市としてもこうした取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

さらに、今議員からご指摘のあった、まとまった需要のある市内の各種施設にも地産地消の取り組みを広げていく方向で検討してまいりたいと考えております。地産地消の取り組みについては、これまでもすまいる市等でも取り組まれている経緯もございます。そうした取り組みとも連携しながら、幅広く進めていくことによりまして、野洲産の農産物のよさを認識していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の3点目の通学の安全対策についての一般質問にお答えをいたします。

野洲養護学校に対応いたしました循環バスのバス停の新設につきましては、現在学校近

くの県道近江八幡守山線沿いにバスが停車できる箇所がございませんことから、県道の改修について県道路計画課等の関係課と今日まで協議をしておりましたが、安全にバスが停車できる場所の確保は困難な状況でございます。

また、新設の光善寺橋を渡り、養護学校の駐車場で旋回する方法も考えられるわけですが、養護学校の正門は児童の安全対策上、常時閉まっております、旋回ができないことから断念せざるを得ない状況となりました。

また、既存の光善寺バス停を養護学校寄りに移転ができないかについても、地元の方とも協議調整をさせていただきましたが、この件につきましても協議が整わずに不調となった結果になりました。

以上のような経過から、バス停の新設等につきましては現状の県道近江八幡守山線の道路の構造上から難しい旨を野洲養護学校の方にご説明をいたしまして、当面は篠原駅から1区間ではございますけれども、循環バスがコースがございますので、この既存の光善寺バス停までご利用をいただくようご理解をいただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩します。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時11分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、小菅議員の教育委員会の関係につきまして答弁させていただきます。

ただいま、各部長から答弁いたしましたことと重複いたしますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、原油高から暮らしを守る施策の関係でございますけれども、その中の就学援助費の関係でございます。就学援助費の準要保護児童・生徒援助費補助金につきましては、平成17年度から国の補助分が税源移譲されたために、各自治会におきまして地域の実情に応じた認定支給を行っておりますが、近年の受給率の上昇等を考えますと、今後の就学援助費の認定基準等につきましては、現在のところ見直す予定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから3点目の、野洲養護学校に係ります通学の安全対策の関係でございますけども、こちらの方は総務部長の方から答弁を申し上げましたとおり、生活安全課の方で一応窓口になりまして、検討の協議に臨んでおります。教育委員会の方は直接携わっておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 今、くしくも答弁ありましたように、例えば3点目の問題からいきますが、養護学校の通学バス利用ですね、初めに言いましたように道路河川課になるのかな、教育委員会、それから担当課、三者一体でもっと連携を密にして、積極的にもっと対応を検討しないとだめだと思いますが、何か本当に養護学校なり、県教委から市に対して要望があるにも、今何か聞いていると余りにも対応が冷たいですね。言葉じりを取るわけじゃないですけども、担当課を窓口をやってもらっているんで、教育委員会は何か関係ないがごとく、たしか6月議会だったかな、質問したところですが、安全対策については。本当にこういう深刻な問題でありましたら、もっと教育委員会も、それからバス停の位置が本当に大変なのだったら、もっと県に要望するとか、そういうことも含めて関連3課が連携してもっと積極的に、それでなくても本来循環バスが高齢者、あるいは障がい者の皆さんの福祉的バスとして実施したのと違うんですか。その肝心なところが利用できないっておかしいじゃないですか。そう思ったら、今の教育部長の答弁は、私は本当に冷たいと思います。

改めてお聞きしたいと思っております。今後、積極的に県とかにバス停の位置をきちっと確保できる道路改良を求めていくのか、そういうことやら含めてですね。

それと、本来教育委員会なら、もっと学校、県教委とも相談して、確かに時間中はあの学校の中には入れないです、全面的に閉まっていますから。さっき駐車場も無理と言われましたが、私もあそこ、1回、2回、視察に行きましたが、あれだけ広い敷地の中で、私は何等かの改善策はあると思いますよ。学校の敷地に入っても5分も10分も時間は長くなりません、数分ですから。そういう意味では本当に検討がされていないと思います。検討したと言われますが、改めてお聞きしたいと思っております。

それと、逆になりますが、2番目の農業振興の問題であります。今ある市の方針で着実に進めていきたい、言葉を変えればそれでいいと言われましたが、同じことを繰り返すつもりはありませんが、6月議会では中身は余り触れなかったんですけど、今政策監が言

われましたこの基本的な構想、今回はじっくり最初から最後まで読ませていただきました。細かい字でいっぱい書いていて、つくられた方に敬意を表しますが、問題は中身でありまして、言いましたように、一言で言うならば国の施策に基づいた野洲版であると、私は言っているわけなんです。

それで、第1章にこの野洲の目標が書かれていますよね。ここには農業、工業の現状を見て、農業者が職業として魅力とやりがいのある産業にするとか、そのため、他産業並みの所得と労働時間の水準が実現できる農業構造を目指す。これだけ読むとそのとおりなんです。問題はその後なんです。このために、育成指導方針が書かれています、ここが問題なんです。いろいろ書かれています、結論的には農地と農家の集約化以外に生き残る策はない、これは原文のとおり言っているわけではないですよ、私は言葉を短くして言っているわけですけど、さらに、構想のすべての分野に枕言葉としまして、「効率的かつ安定的な農業」、この言葉があちこちに書いているんです、強調されているんです。

つまり、これは何かと言うと、野洲市農業のみならず、この日本の農業ですね、維持形成してきた小規模農家の離農を促しているんです、あちこちで。

例えば、構想では小規模農家の実現、こんなことが書かれているんです。安定的農業経営と小規模農家、そして高齢者農家との間で補助労働力の提供により役割分担を明確化する。このことが地域資源、すなわち農地のことを指していると思うんですけども、地域コミュニティの維持が図れる。ひいては地域全体の発展に結び付くと書かれているんですが、小規模農家、高齢者農家は、いわゆる安定的農業経営者の補助労働力の提供に位置づけてあるんです。これはいかがなものか。私は、今市内の農家が、農業者が本当にこんなことを思っているのか、このような推進では発展するどころか疲弊、破壊の一途だと思えます。だから、私が現在の構想は制度の、農業破壊の、農政の野洲版に他ならないと言っているわけなんです。

だから、いま一度、国イコール野洲農業方針ではなくて、多様な担い手を含めた独自の農業方針を持てばいいんですよ。それが今本当に必要なんです。あなた方が今まで進めてきた農業施策によって、先ほど自治会との懇談会で言われましたように、多くの農家の方が、くしくも区長さんの1人が言われたわけですけども、もう野洲の農業はどうなるんやと、心配や。不安や。今までやってきたことがそう思っている、皆さん農家が。だから、言っていますように、野洲独自の農業方針を持つこと、これが農業者のみならず消費者、行政、市民一体で推進する、そういう方針を持つためにも、私は強力に推進するための振

興条例が、先ほど今治市の例も言いましたが、必要ではないでしょうかと言ったわけであり、改めてお聞きしたいと思います。

それと、1つの例として地産地消を言いましたが、学校給食、今回特色米利用で、これは評価するものでありますが、さっき言いました、他の公的機関、さらに広げて民間施設をどう進めるかということなんですけども、これも農業全体の問題と一緒にですけど、先ほどの答弁をお聞きしていますと、もちろん今後広げる方向で検討したいと言われましたが、それは評価するわけなんですけども、しかし、進める方向が何かばくつとして、単に地産地消をすべての分野で広げましょうという、単にアピールのなことでしか今聞こえなかったんですけど、私は体制が必要やと思うんです、もっと。

これも例えばですけど、この民間施設も含めた地産地消の推進は、まだまだ全国的にこれからの分野なんです。学校給食はもう多く取り上げられますが。例えば、北海道の岩見沢市というところがあるんですけど、ここが比較的、ここも途上ですけど、官民一体で推進していると思うんですけど、学校給食はもちろんですけども、市立病院、これは市の施設ですけども、老人ホーム等ですね、あと、どういう施設かちょっとよくわからないんですけども、ふれあい子どもセンターとか、そこでも給食をしているみたいですけども、そういうところではもちろん米は市立病院も含めて、市立病院ですから全面100%地元産ですけども、学校給食でも当然野菜は40%になっているんです。やはりこれは市全体の取り組みが強まっている証拠やと思うんですけども、現時点で岩見沢市が努力しているのが課題の民間施設の地産地消です。

1つは民間保育園、当面努力していこうというのが、そういうことも積極的に取り組んでいるらしいのでありますが、問題は体制と言いましたが、その進め方。聞く範囲では、例えば1点目に民間保育園を対象にした献立の研修とか、健康祭りなどの各種イベントを通じて理解、利用促進を図っているとか、あるいは市民全体への利用促進に、これもさっき言いました生産者、消費者、農業関係者、行政が連携しながら、具体的には岩見沢市農産物消費者拡大推進協議会というのを立ち上げられまして、ここで推進されているものです。

だから、本当にこれを進めようとするれば、単に行政がアピールのな音頭をとっているだけでは進まないんです。行政だけの努力では限界がある。そういう体制づくりが必要であります。そういう意味でお聞きしたわけでありまして、先ほど答弁されましたように、今後進めるべき課題ということで検討したということは評価しますが、具体的に今言ったそ

ういう体制づくりも含めて必要だと思いますが、改めてこれも見解をお聞きしたいと思います。

それで、岩見沢市、ちょっとこれ間違っているかもわからないんですけども、学校給食以外、他の特別養護老人ホームとか老健施設、野洲市で言うなら野洲市でもそうですけど、あと民間企業ですね、これの食堂の全体のまかない材料費というのは、ちょっとどこの市かは忘れましたが、当然野洲市でもないですけど、単に1,000万円、2,000万円どころではないですね、数億円単位ですね。本当に地産地消を進める大きな目標どころですね。そういう意味からも本当に必要やと思いますので、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、一番初めの原油高による暮らしの問題であります、岡野部長、先ほど市民というか、市内の実態調査は必要ないと言われましたが、全国調査があるので。しからば、全国調査の結果から見て野洲市の位置はどうか、教えて下さい。調べないからには全国調査で野洲市の状況が見えるという意味の答弁なんですね。全国調査から見まして野洲市の位置はどうか。必要ないと言われたからには責任を持って答弁をお願いいたします。

それで、私は野洲市の姿勢を怒ってばかりしているわけじゃないんですけども、この原油高、灯油なりガソリンの高騰ですね、これによる市民の暮らしの大変はもう今の問題じゃないんです。去年の冬も含めて大変であったわけでありまして、去年の冬、県下26市町の中で14の市と町で灯油補助制度を実施された。それで、前の冬ですね、野洲市も実施すべきと市長に申し入れをしました、私ども共産党議員団として。そのときは、野洲市では必要ないという答弁というか、市の回答やったんですけど、言いたいのは、やはり市の認識といいますか、原油高の認識、市民の暮らしの認識、対応の後手の遅さと思うんです。それは指摘しておきたいと思います。

それはそれとして今が大事ですので、それで、例えばさっき言いましたように、この冬は県下で多くのまちで灯油補助がされましたが、今の現状を見て、この9月定例議会で湖南市では通所施設の移送のガソリンですね、特養とか共同作業所とか、ちょっと詳しくはわからないんですけども、そういうところのガソリン補助をこの9月定例会の補正で補助制度を早速実施されたいんですけども、それでなくても共同作業所を含む通所施設の財政運営というのは大変なんです。そこから考えますと、先ほど言いましたように、後手、後手に回らず、これから迎える冬の生活困窮者への灯油補助はもちろん、たちまち今大変

な、例えば通所施設等への移送のガソリン代補助などを、これも含めて考えるべきやと思うんですけども、そこら辺はどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方からは野洲養護学校に係ります通学安全対策の関係で、教育委員会に係る分についてお答えをしたいと思います。

まず、市の教育委員会として全くこの件について関係がないということではございませんで、少し言い訳になるかも知りませんが、昨年9月に県教委から要望がありました件は、直接生活安全課の方に行かれましたので承知しておらないというようなことでございますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、総務部長の方から答弁がございました、養護学校の敷地内はかなり広うございまして、中へ入れれば旋回できるスペースは十分ございます。門扉が閉まっているからという答弁をさせていただいたんですけども、要望されておられます養護学校の方で協力が得られれば可能かとも思いますので、ただ、それは朝の時間帯だけの改善策でございます、帰りがけ、夕刻の方はどうしても循環バスの時間帯が合わない状況でございます。その辺は小菅議員おっしゃっていますように、抜本的な改善策として、やはり県道の改良、バス停の移転等が必要になるのかなというふうに思われます。

参考までに、現在17名が高等部の方で通学をしております、このうち11名は篠原駅から徒歩で通学をしているようでございます。その他の6名は、自宅から自転車通学をされておられるようでございますけども、こういった子どもさん方のために何とかもう一度、ご意見いただいておりますように関係課が連携をとって調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど、小菅議員の方から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、この中にはかなり効率的かつ安定的な農業とか、こういうようなくだりがあったりとか、国の農政に追随しているような構想に過ぎないじゃないですかと、それよりはもう少し独自の農業の基本理念を掲げたような条例をつくれればいいんじゃないかというようなご指摘かと思えます。ただ、今のこの野洲市の農業を考えた場合に、かなり兼業農家が多うございます。

当然、どんどんと農地が細分化されてくればくるほど、当然農業の生産性が上がらないと、そういう状況の中で、今、農業を農業として成り立たせるにはどういうふうにすべきかというようなところで言えば、やはり規模を拡大していくというような、そういう方向性が農業を守っていくという視点では望まれる方向性かなと。ただし、小規模農家の話がございましたけれども、小規模農家に対してどういうふうにするかというところは、今はこういう細分化されている中で、どうしてもそれを大転換して担い手に任せますというところまでは、なかなか土地を持たれている農家の方が現にいらっしゃる中で、そこはできないですよ。ただその、まあ言えば中間形態というような形での集落営農というような形を進めながら、それをゆくゆくは法人化の方に結び付けて行く、そういうような方向で進めているということでご理解をいただければというふうに思います。

あと、地産地消の関係で、北海道の岩見沢市の例を出していただきまして、実は私も10年ほどに2年ばかり、平成9年、10年ぐらいは私も、ちょっと個人的な話で恐縮ですけども、岩見沢市で住んでおりまして、そこで私も国営の事業の現場も持たせていただいております。確かに、あちらの方ではかなりいろんな施設で積極的に地産地消を進めるような取り組みをされてございます。私も、さっきも何か答弁が余りにも表層的じゃないかというようなご指摘かと思っておりますけども、当然今までも野洲市の中でも、先ほどの答弁でも申し上げましたように、すまいる市というのはこれはまさに地域ぐるみでされている取り組みもございます。当然そのすまいる市の取り組みよりはもう少し、例えば病院ですとか、あるいは社員食堂ですとか、そういうようなところまで規模をぐっと広げていくと、なかなかそのすまいる市だけの対応ではできない、もちろんそういうところまで広げていくとすると、確かにそういう大きな組織が必要になってくるというのはご指摘のとおりでございます。

私どもは、先ほどにも申し上げたとおり、ある企業から社員食堂で使ってはどうかというような、そういうような可能性についても言及されたということもございますので、今そのあたりを検討途上ということでございます。まだそういう点では十分煮詰められていないところはございますけれども、今後そういうところは重点的に検討を進めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部部長。

○市民健康福祉部部長（新庄敏雅君） それでは、小菅議員のご質問にお答えをさせていた

だきたいと思います。

灯油の補助という部分で、昨年度14市町で取り組まれたということで、私も承知しているところがございます。昨年、おおむね5,000円前後の補助をされた。その内訳としまして前年度の価格差がおおむね22円で、3カ月分という積算の中で5,000円というのはおおむね採用された金額ではないかと考えています。

本市につきましては、直接の部分ではないんですけども、他市に比べて高齢者の方とか障害のある方への特別な支援ということで介護激励金という制度もある中で、一定限、当然生活が厳しい状況にあるものの、その部分にも充てていただきながら冬を越していただくというような思いもでございます。

昨日の議案質疑の中でもお答え申し上げましたように、今回、このように長引く高騰ということで、前年度に比べまして33円、平均価格で現在上がっているということで、本当に生活の中で、低所得の中で、それらの方については厳しい中で対応をしてみたいなとか、福祉の中で検討をしてみたいというのをお答えを申し上げたところがございます。

湖南省の事例を挙げさせていただきまして、障がい者の施設ということで、自立支援法と共に作業所の運営も厳しくなったということで、国としては緊急の経済対策としまして、通所の送迎には1回当たりたしか300円か400円の特別対策についても取り組まれて、一定限、送迎用の部分には支援をされているということですけども、この部分についても一層石油等が高くなるということですので、その辺も含めて少し早急に検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再度の質問にお答えをいたします。

商工会連合会の全国調査から見た野洲の実態はどうかと、そして見解はどうかということでございますが、今回の調査にあたりましては、全国で1,604社ということでございまして、そして、県内でも4カ所でございます。これははっきりした数字が出ておりますので、そういうことでございます。

その中に、野洲市の商工会は入ってございません。そんなことで、ただ県内4カ所のうち、湖南省、湖南の商工会も入ってございます。近接しておるわけでございますが、それが全国的なレベルでの調査結果ということでございまして、それによりますと98%の事

業所、当然今回の原油、あるいは原材料の価格高騰ということにつきまして、本来コスト増、上げたいというのが約45%、しかしながら、なかなか価格への転換が難しいだろうという回答でございます。

それと、問題が今の原材料価格の高騰が長期化した場合でございますが、当面耐えるということも53%の事業所が示されておるといふ、この今回の結果で出ておるわけでございます。

ただ、小菅議員おっしゃるように、全国的にも野洲市の商業者につきましても、今回の問題というのは大変なということも当然認識するわけでございます。そのために、国・県で新たな制度を設けていこうということもございますし、野洲市は以前から小規模事業者につきましては小口簡易制度資金、あるいは県の制度融資ということに対しまして、特に県下でも少ないんですけども、利子補給制度も継続してやっているという現状もございません。そういうことから、冒頭お答えいたしましたように、今の動向を今しばらく注視をしながら、国、県の施策の動向をどういふふうの実施されるかということも見極めながら、また近隣の動向も踏まえて考える必要があるというふうに思いますので、そういう観点に立ちまして、この原油高を乗り切るような施策と申しますか、そういうことで、国、県の大きな支援を得て市のできることをしていく考え方でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開を3時といたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後3時03分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成20年度9月定例会において、私は次の4点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、多重債務対策の調査についてお伺いいたします。

市民生活相談室の相談体制も、相談員1名から2名へと増員され、市民からはいつ行っても相談できるので安心だと喜ばれております。

また、納税推進室の設置もされており、税の収納率の向上に努力していただき、滞納者への対応も充実してまいりました。しかし、まだまだ税の滞納者で、多重債務で苦しんで

おられる方があります。昨年の質問の折にも触れましたが、一昨年5月現在で消費者金融から融資を受けている個人顧客約1,400万人のうち、5件以上借りている多重債務者は230万人、平均残高200万円を超え、少なくとも1社に対し3カ月以上返済していない人が250万人いるとのことでした。

本市においても、今年4月からの相談者は315件、そのうち2割は多重債務の相談とのことでした。本市は市民相談室、市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談の取り組みを他市に先駆けて実施し、全国からも視察者が多く見えております。

多重債務者のほとんどは、家族に内緒で借金し、1人で悩んでおられます。また、家族で借金を抱えている人も、自ら進んでは相談できにくいものです。それだけに、本市のネットワーク体制の充実が必要となってまいります。

私も相談を受ける中で、昨年住民税が高過ぎると怒られ、訪問させていただきました。その方に、借金は無いのですかと聞きますと、5社ほどの多重債務者の方でした。私は、皆が払っている住民税が高いと怒ることよりも、借金の整理をすることの方が大事だと話、必ず借金は解決しますと断言し、相談員のところへ行っていただきました。

その後、生活再建でき、ゆとりができたと言われました。本市において、このネットワークの各課の担当者が対応の中で借金の有無を引き出し、相談員と連携をとることが解決の早道となります。

そこで質問をいたします。

1つ、納税推進室では嘱託職員で収納に努力していただき、個々において借金の有無を聞かれていることと思いますが、納税推進室としての方針を明確にした体制づくりが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、学校教育課の給食費の滞納、また幼児課の保育料の滞納者にはどのようにカウンセリングされているのか、借金の有無等の確認で、市民生活相談室と連携がとれているのかお伺いいたします。

3点目、このネットワーク体制の取り組みの研修を年2回されているようですが、この2回で十分なのか、各担当者に浸透しているのか、対応に成果が出ているのか、以上の点について見解をお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止対策として緑のカーテンの普及についてお伺いいたします。

今年もまだまだ厳しい残暑が続いております。8月、守山市役所を訪れた際、議会事務局等のベランダにあるゴーヤとツルムラサキの見事な緑のカーテンを見せていただき、感

動いたしました。そのカーテンを見ているだけで涼風を感じたほどです。全国的にもこの緑のカーテンを普及させて地球温暖化を防止しようと取り組まれている記事を目にします。

また、愛知県では7月から県内の小学校4校と中学校1校でこの緑のカーテンを活用した体験型の出張講座をモデルに実施されている記事も目にとまりました。

講座では地球温暖化について学んだ後、児童や生徒が自ら育てた緑のカーテンを活用し、その恵みを体感できるのが特徴で、講師は県の地球温暖化防止活動推進委員が務めるとのことでした。この緑のカーテンについて、見た目の問題だけではなく、植物を生育していく取り組みを形として残す重要性を強調しておられました。また、環境に対する子どもたちの関心が高まれば家庭から地域へと広がっていくと述べられておりました。

本市におきましても、環境学習の一環としてゴーヤ、ヘチマ、アサガオ等の栽培をして緑のカーテンに取り組む体験学習をと思います。また、一般の家庭、事業所、学校、庁舎等の公共施設に普及させ、皆で地球の温暖化を考えていくことが大切と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、エコ・アクション・ポイント事業の取り組みについて、お伺いいたします。

環境省では家庭部門の温室効果ガスを削減するため、国民に身近でわかりやすい形で一人ひとりの取り組みを促すエコ・アクション・ポイント事業を推進しております。エコ・アクション・ポイントとは、温室効果ガス削減に効果のある製品（省エネ型製品や設備等）や、サービスの購入、省エネ行動などを消費者が行った際に、経済的インセンティブを与え、環境に配慮した行動を促すためにポイントを付与する仕組みでございます。

北海道富良野市のエコポイント事業の取り組みがインターネットに出ておりました。紹介しますと、市民、事業者、市が協働して環境保全、創出に取り組むため、平成15年1月に設立された富良野市民環境会議を中心に、富良野市商工観光室、富良野商工会議所、山部商工会、富良野観光協会が構成するふらのeco・ひいきカード会が行っております。

特徴は、富良野市民、観光客を対象にした地域ぐるみのエコポイント事業でございます。省エネ商品サービスの購入、利用、または省エネ行動をすることによってポイントがたまっていくというものです。

ポイント付与の内容は、各店で設定されております。商店ではエコ商品の購入やレジ袋の辞退、飲食店ではマイはしの持参、ホテルでは連泊の際のベッドメイキングをなしにすることや、洗面道具の持参、公共交通機関としてフェリーやバスの利用となっております。

地球温暖化を防止するための京都議定書の約束期間が2008年より始まりました。日

本は京都議定書で2012年までに1992年比で6%の温室ガス削減を約束しております。しかしながら、2006年度における我が国の温室効果ガスの排出量は、1990年比で6.4%上回っており、温暖化対策をより一層強化する必要があります。エコ・アクション・ポイント事業は、市民運動として誰もが参加できる環境対策です。本市においてもこの事業を考えてはと思いますが、見解をお伺いいたします。

最後に、学校給食における食育、地産地消、栄養教員の配置等についてお伺いいたします。

8月5日、農水省は2007年度の食料自給率がカロリーベースで前年度に比べ1ポイント上昇し、40%を回復したと発表いたしました。米の消費拡大などによるもので、自給率が上昇に転じたのは13年ぶりとのことでした。

公明党が今年6月19日、食糧安全保障の確立を目指し、食料自給率の向上と需要拡大のための提言をまとめ、対策を講ずるよう申し入れを行いました。また、食育の推進をマニフェストに掲げ、推進してまいりました。

そして、2005年6月には食育の理念と方向性を明記した食育基本法を設立に導くことができました。この基本法に基づき、国は5年間の食育推進基本計画を策定・実施しております。

具体的には、朝食をとらない小学生をゼロにすることや、学校給食での地場産業の使用を全国平均21%から30%にすることなどを目標に掲げております。全国的に早寝・早起き・朝ごはん運動も展開中ですが、本市の朝食欠食率はどのくらいでしょうか。また、地場産業の使用について前進しているのか、お伺いいたします。

次に、食育について栄養教諭を全校に配置して、食の習慣等を指導していくことは今後必要となってまいります。岐阜県多治見市の小中学校では、早寝・早起き・朝ごはん運動にプラス1を付けようと、「早寝・早起き・朝ごはん、朝ごはんプラス1をしよう」をスローガンとした食育の学習を進めておられます。各学年ごとに食に関する学習を強化すると共に、給食時間に栄養教諭によるミニ出前講座や、担任の一言指導、放送委員による献立解説を行っております。また、地域に向けた食育通信の発行等も展開されております。

今年5月、アンケート調査をされ、朝食に主食と副食がそろっている児童は前年に比べ22%増の86%となり、主食しか食べてこない児童が大幅に減少し、欠食の児童はわずか1人だったとのことでした。

先の通常国会で学校給食法が改正され、学校給食の目的が栄養改善から食育に大きくか

じを切ることになりました。改正法では栄養教諭の役割を明確にし、食育の指導にあたることとなります。本市におきましても、食育を通して児童の健全な育成を図るためにも、小中学校に栄養教諭の配置が必要と考えます。

以上、見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 梶山議員の多重債務対策の強化についてのご質問についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の納税推進室における多重債務対策への取り組みにつきましては、効果的な滞納税の徴収を行うためには、個々の滞納者の滞納理由を見極めた上で対応していくことが必要となりますので、分割納付などの納税相談を行う際には滞納者からの聞き取りによりカウンセリングシートという記録表を作成をしております。この聞き取りの中では、市税以外の債務についても質問をしております。多くの滞納者が一般債務を背負っているという実態があり、納税相談を通じて滞納者が多重債務者であることが判明することがあります。こういった場合には、本人の了解を得て速やかに市民生活相談室の相談員に連絡をとり、多重債務への対応を相談してもらうよう窓口を紹介し、誘導しております。

このような連携した取り組みにより、消費者金融等から返還された過払い金を納税に充てたものや、債務者の生活再建により、分納などの納税成約につながった成果がございます。

平成19年度では、納税推進室を通じて18件の多重債務の相談を紹介し、過払い金を滞納税に充当したもの4件、分納成約につながったもの4件などの結果になっております。今後も引き続き連携して取り組むものでございます。

次に、2点目の給食費の滞納者につきましては、電話、面談等で納付相談を行っております。借金の有無につきましては、積極的に聞くことはしておりませんが、本人からの相談が出てきた場合につきましては、市民生活相談室に相談引き継ぎを行い、多重債務の解決に向けた連携をとってまいりたいと考えております。

また、保育料につきましては、子どもの様子から家庭事情も把握しやすいことから、保育料の未納が3カ月になったら在園児の場合には公私立とも園を通じて納付指導を行っております。特に、公立保育園は面談により保護者の経済状況も聞き取りながら、一括納付や分納など、納付の仕方についてアドバイスをしています。

続きまして、3点目のネットワーク体制の取り組みですが、多重債務者対策の取り組み

につきましては、市民生活相談室では被害者の掘り起こしと相談窓口への誘導、さらに債務整理と生活再建へのアドバイスを各課との連携により推進しております。このような各課連携をより確実なものとするため、多重債務対策連絡会議を年2回開催をし、各課の職員が多重債務対策に必要な知識やスキルの向上を図っております。会議では、年度初めには過払い金返還請求や、生活再建に向けた各課連携の必要性について確認すると共に、2回目には各課の取り組みの経過報告や課題等について、意見交換と、昨年は多重債務相談のマニュアルの専門研修を実施したところでございます。

また、市役所全体の相談機能の強化を図るため、今年の5月に全職員を対象とした多重債務問題の職員研修を開催をし、職員への多重債務への浸透を図ったものでございます。このことから、多重債務対策連絡会議の開催につきましては、2回の開催でよいと考えておりますが、職員への浸透についてはなお一層進めていく必要があると考えております。

また、対応、成果につきましては、昨年度の消費生活相談591件のうち多重債務相談が133件であり、このうち約3割が関係各課からの連携であることから、成果があらわれているものと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の地球温暖化対策の緑のカーテンの普及についてのご質問にお答えをいたします。

厳しい夏の暑さ対策として、緑のカーテンは視覚的な清涼感だけでなく、カーテンの表裏側の温度は約二、三度の差が出るとの情報もあります。一定の温度の低減を図る機能があるのではないかと認識をいたしております。この取り組みは、地球温暖化防止を考える1つでもあると認識をいたしております。

議員のご質問にありますように、愛知県や近隣市、先ほど守山市の事例を挙げておられました。守山市では多様な植物、アサガオとかツルムラサキ、あるいはプチトマト等で緑のカーテンということでございます。そういう近隣市の事例等を参考にいたしまして、また、市のISO14001の運用手順書等も踏まえまして、まず公共施設での取り組みについて検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の温暖化対策の有効な取り組みでありますので、検討・実施後の成果を踏まえ、普及拡大にも図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 梶山議員からご質問のごございました3点目の、エコ・アクション・ポイント事業の取り組みについてお答えをいたします。

議員からご提案いただいておりますエコ・アクション・ポイント事業につきましては、消費者によります温暖化対策型の商品、サービスの購入や省エネ行動を経済的インセンティブを付与することにより誘導する仕組みであります。これは、環境省が家庭部門の温室効果ガス削減モデルとして位置づけ、今年度ですが、全国型3事業、地域型9事業をモデルとして採択をして、その普及を呼びかけている事業でございます。

野洲市でも平成18年度に創設をいたしまして、今年で3年目を迎えます楽2エコ・トライは、市民一人ひとりが容易に取り組めるシステムとして、今年度は約2,200人の参加を得ることができました。本市の楽2エコ・トライにつきましては、全国的にも注目を集めております。

今年度末には3年間の取り組み成果を検証し、野洲版排出権取引制度の導入とか、あるいは地域通貨との連動など、新たな仕組みを構築するための検討を重ねることとしております。この2つの事業には、基準年より約3割増加しました家庭部門の温室効果ガス排出量の抑制に視点を当てた事業としまして、内容や仕組みに共通する部分が多数ございます。また一方で、幾つかの課題もございます。今後、エコ・アクション・ポイント事業の利点を新たな楽2エコ・トライの仕組みに取り入れることによりまして、野洲市独自の地球温暖化防止対策の実効性のある仕組みとして構築をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 梶山議員の4点目の、学校給食における食育、地産地消、栄養教諭の配置についてのお答えをいたします。

本市の朝食欠食率は、平成20年5月に学校教育課が行いました調査の結果では、市内小学校の平均欠食率が0.6%、中学校は1.8%となっております。欠食防止のために、6年生は家庭科の朝食に合うおかずをつくろうという授業の中で、朝食の大切さを学習しております。また、4年生は、栄養教諭と学校栄養職員が朝御飯の秘密を探ろうという学級活動の中で、朝食の大切さを学習しています。

また、各学校では保護者あてのお便り等で朝食の必要性について啓発すると共に、早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組んでおります。

次に、地場産物の使用について前進しているのかというご質問でございますけども、県食育推進計画の中で、県内学校給食における地場産物、県内産ですが、を使用する割合を食材ベースで現状、これは19年の6月の時点でございますが、15.5%から平成23年度には25%にする計画を立てており、20年6月の本市の調査では20.8%で、19年度調査時より0.8%増加をしております。

また、重量ベースでは、4月から7月分で全量、市内産の米を除く野菜類では31.8%となっており、19年度下期より0.5%増加しております。

次に、栄養教諭の全校配置についてですが、滋賀県では平成18年度から栄養教諭の配置が始まりました。平成18年度に4名、平成19年度に7名、平成20年度に4名が採用されまして、現在、県内に15名の栄養教諭が配置されています。本市におきましても、平成19年度に栄養教諭が1名配置され、所属である野洲小学校を中心に、学校における食育を進めているところでございます。

食に関する指導については、現在、各小中学校と給食センターが共同して食に関する指導全体計画を作成し、計画的に指導を行っています。中でも、毎月19日を食育の日とし、各学校の実態を踏まえながら、実施計画に基づいて給食の時間や教科、学校行事の中で食に関する指導を行っています。

また、学校給食を生きた教材として活用し、地場産物を学校給食に取り入れるなど、地域の生産者とも連携しながら食育を進めています。

各学校の給食委員会では、献立説明を放送で行うなど、それぞれに取り組みが進められています。今後も学校における食育の推進について、中心的な役割を果たす栄養教諭の配置促進を県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の多重債務対策でございますが、1点目の納税推進室での体制につきまして、体制づくりをすべきではないかということで質問させていただいたんですけども、こう取り組んでいるという中身の相談というか、報告だったように思いますが、今の取り組みを伺っておりますと、ある意味では行き当たりばったりと、ちょっと言葉が悪いかもわかりませんが、その都度対応をされているというふうな感じに受けとめているんですが、個々の嘱託職員の方たちは、本当に大変な中を、大変な思いでご苦労いただきながら収納

には努力していただいていることは、もう十分にわかっております。そんな中で、対話の力量で借金の有無等を聞き出していただきながら、相談員等を結び付けていただいていると思いますが、やはり税を納めるそういうところの、税を回収するという部署での、やっぱりその部署としてのきちっとした計画を立てて、計画がきちっと、年間遂行できているのかということ計画を立てていく必要があると、私は感じます。

例えば、年間計画、月間計画で、現在の滞納者数ですね、さまざまな税の滞納があると思いますが、そういう対象者の中から今年度は何人当たって、何名から回収し、そして多重債務者を何名発見して、掘り起こして解決に結び、生活再建へと結び付けていくのか、本当にそういう困っている方を納税推進室として、本当にたくさんの方を救っていったという、そういう1つの計画を立てることが、体制づくりが必要だと思います。そういう点、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

それと、今年に入りましてどのぐらい訪問されて、どれだけそういう掘り起こしができたのか、その辺も聞かせていただきたいと思います。連携に結び付けていったのかということですね、それも聞かせていただきたいと思います。

それから、2点目の学校教育課と消費生活相談室とのネットワークなんですけども、相談員への連携の件なんですけども、ちょっと伺ってありましたら、先ほども連動しているところは、借金の有無は聞いていないという答弁でございました。でも、それは聞かないとわからないし、本人から要望がありましたら連携するという、なかなか借金というのは、私はこれだけ借金しています、困っているんですということは、なかなか言えないと思うんです。それを何とか、給食費さえも払えないという、そこに大きな、子どもたちを本当に成長させていかなければいけない、本当に今日の質問にも給食費の滞納をどうして解消するんだという、本当に子どもに対して申しわけないんじゃないかという、朝から質問がありましたけども、全く思いは同感なんですけれども、ただ回収、回収と、回収することばかり考えていくと、本当に滞納していない人は被害者のような感じになってきます。しかし、こういった三百数件の給食費滞納者に対して何で払えないのかという、その原因をしっかりと対話、カウンセリングの中で発見して、本当に本心を聞き出してあげる、実はもうこんなに借金して、給食費まで回らないんですと。そういうところから、じゃ、借金の整理を先にやっていきましょうという、そういう本当に慈悲の対話というんですか、その人を救っていこうという、給食費さえ払えない保護者を何としても払えるような家庭にしてあげよう、そして子どもたちにも安心してあげようという、そういう本当に心から

の愛情というのか、幸せを願う思いでの関わり方が大事ではないかという、けさ答弁聞いておりましたら、もう取り立て、取り立てみたいな感じに本当に受け取れました。やはり悪質滞納者も、払えるけれども払わないという方は悪質だと思うんですけども、本当に心から言うに言えない借金で困っているという、そういう本当に実情を抱えている方もあるかと思うんです。そういう方の掘り起こしを、せっかくこのネットワークのこういった体制ができておりますので、各課が上がっておりますが、やはりここが市民生活相談室との連携、双方向のやりとりで解決していこうという、この多重債務の取り組みをされているわけですから、やはりそれぞれの手数料とか保育料とか税に関する課の方たちは、やはりそういう借金の掘り起こしに力を付けていただいて取り組んでいただきたいというふうに思うんです。そういう点、もう一度学校教育課としてそういうカウンセリング体制ができるのかどうか、再度お伺いさせていただきます。

それから、年2回の研修で十分だということですけども、私もこのスケジュール、見せていただきました。平成19年度の取り組み経過が、19年度は5月1日に第1回多重債務者対策連絡調整会議でそれぞれの項目、第2回目12月14日に多重債務についての経過説明とか各課の取り組みとか、マニュアルの説明等ということで、どういった内容までかはちょっと聞いていないんですけども、この2回の研修で十分市民への対応が、きちっと相手に合わせた対応ができて、そういった借金の掘り起こしができているのかどうかという部分で、今の職員の担当者でやっぱり配置替えも年度、年度ありますし、そういった体制づくりを本当にこのことに対してはプロだと言われるような、ある意味ではロールプレイング等を実際体験しながら、そこをまた相談員の方から指導をいただきながら、ただ単なる説明だけでは、いざそういう方があらわれても、なかなかそこまで持っていくことは難しいと思うんです。そういうことがきちっとできる体制づくりをしようと思えば、私はこの年2回のこういった説明では不十分ではないかというふうに思うんですけども、そういう点、再度お伺いしたいと思います。

それから、緑のカーテンとエコ・アクション・ポイント事業につきましては前向きな答弁をいただきましたので、緑のカーテンは来年7月が来て暑い中で考えていただいても間に合いませんので、5月ぐらいにはきちっとプランターに苗を植えるとか、そういったことが実施できるような方向で、しっかりと実現できるように取り組んでいただきたいとします。あちらこちらにも緑のカーテンが来年は見えることを期待いたしております。

また、エコ・アクション・ポイント事業につきましては、富良野市のエコ・ポイントカ

ードのエコ・カードというのは、環境省がモデル事業として推進するというので、非常に注目を浴びておりますが、本当にこれは富良野市だからできる事業かもわかりませんが、商店などのエコ商品の購入とか、マイバッグとか、簡易包装についてはポイントを付けるとか、飲食店など、マイはしの持参とか、また、飲食店で残さず全部完食していただいた方には、そのエコの関係でポイントを付けようとか、ホテル、旅館、ペンションにおきましてはそういうベッドメイキングとか、洗面用具が持参のところは付けようとか、また、公共機関の利用には付けようということで、今、たくさんの企業が参加してしておりますことが紹介されておりましたが、これは富良野市だからできる事業かもわかりません。

先ほど答弁にありましたように、楽2エコ・トライについては、本当に全国から視察も見ており、またそれを参考に取り組んでいるところもあります。このエコ・アクション・ポイント事業につきましても、この楽2エコ・トライの仕組みの上にまた考えていくということですので、ぜひ野洲市ならではの取り組みを考えていただいて、また全国に発信していただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、食育についてでございますが、朝食欠食率、私もちょっと質問してから資料をいただいた形になりまして、ちょっと見せていただいておりました。小学校では3名の方が「全く食べていない」という数字が出ております。「ときどき食べないことがある」という方を入れると3%以上あるということをお聞きいたしました。

また、中学校では1.8%、8名の方が「全く朝食を食べていない」、「時々食べていない」、「時々食べる」という方を入れると5%ということで、かなり上がっているようですが、やはり朝の朝食によって頭脳の回転も全く違うし、集中力も違うというデータが出ておりますので、やはりこれを朝食を食べる人を100%、この3名の方がどうしてなかなか食べられないのか、家庭の事情等はあると思うんですけども、100%にぜひ持っていただきたいと思っておりますし、特に中学校、食べ盛りの生徒に対して8名の方が全く朝食をとっていないということも大きな問題ではないかと思っておりますし、こういう方たちのフォローはどのようにされているのか、再度お伺いさせていただきます。

次に、早寝・早起き・朝ごはん運動についてどのように意識づけをされているのか、再度お伺いいたします。

それから、食育の計画がされておりますが、ちょっと拝見しておりますと、学校によって栄養教諭による説明等、若干差があるように思いましたので、もう少し各小学校、平均

して栄養教諭の方たちがまんべんなく格差のないように指導していただくということが大事ではないかと思えますし、行き届かないところを栄養教諭1名ではなかなか十分な対応ができないと思えます。そういう足りない部分もどのような形でフォローされているのか、再度お伺いさせていただきます。

また、中学校には食育指導がなされていないようですが、それもやっぱり中学校、大事な時期ですので、しっかりとそういった授業も持つ必要があると思えますが、その辺の見解もお伺いいたします。

栄養教諭の配置につきましては、県が15名しかいないという中で全校に配置しろというのは非常に無理ですし、予算もあります、やはり今後、国も全校に栄養教諭を配置して、本当に食育を展開していこうということで考えておりますので、ぜひ強く要請していただきたいと思えますので、これは要望しておきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 梶山議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。3点ほどいただいたと思えます。まず、多重債務対策に関連いたしまして、まず体制づくりのご質問でございます。

現在、納税推進室では職員が7名体制でおりまして、正規職員が4人、また嘱託職員が3人という体制で臨んでおります。その中で、特に納税相談、あるいはこうした多重債務者への相談につきましては、原則には地区割というんですか、担当の受け持つ区域を決めておりまして、原則的にはその7人が地区割で担当をしてもらっております。そうしたことで納税相談にも臨んでいる状況でございます。

それから、先ほど答弁申しましたように、納税相談の際には滞納者の方からの聞き取りということで、カウンセリングシート、記録表でございますけども、これに基づきまして、このすべての職員が統一した指導方針を持つ中で対応をさせていただいているという現状でございます。

それから、年間計画を立てる必要があるのではないかというようなご質問でございましたが、現在、そうした滞納整理等々にあたるにつきましては、先ほど申し上げましたように地区割で担当が訪問をしてもらっております。そうしたことで、一応訪問計画を立てまして、計画的にそれぞれの地区割で決めた担当が、計画的に事前に電話なり、文書なり、そしてまた呼び出しをさせていただくなりをして、そうしたことで一応計画的にはさ

せていただいております。

それから、訪問して多重債務者への掘り起こしについてのお尋ねでございましたが、何人つかんでおられるのかというようなご質問でございますが、これにつきましては、まずは滞納者の状況を正確に把握をしていくことが肝要ではなかろうかというふうに考えておりますので、現在のところ、その正確な数値は把握をしていないのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方からは多重債務対策の中で学校給食負担金等の滞納者のカウンセリングの関係でご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

学校給食負担金等につきましては、電話や面接等の納付相談を行っておりますけれども、その中ではなかなか多重債務の関係を言っただけないというのが現状でございますが、給食負担金等の未納者につきましては、同時に税の滞納もされておられるケースが多く見受けられますし、そういった方の中では既に税務課を通じて、中には市民生活相談室の方が誘導も行われていると思います。

しかし今後、そういった納付指導時に多重債務の事案のお話があった場合には、市民生活相談室の相談員に連絡をとりまして、対応窓口を紹介しまして誘導してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 梶山議員の食育に関します再質問にお答えをいたします。

1つ目は、朝食欠食者へのフォローに関してだったと思いますが、朝食を食べてこない児童・生徒につきましては、他の生徒も一緒ですけれども、健康観察を十分やりまして、体調管理といたしますか、そういうことに気を付けていると。

それから、これはもう家庭の協力がないと解決できないことですから、朝御飯の必要性につきましては、子どもには給食指導や栄養指導を通しまして、それから保護者にも機会をとらえまして啓発に努めていきたいと、このように思います。

それから2つ目、早寝・早起き・朝ごはんに関わりましてどういう指導をとというようなご質問であったと思いますが、健康な生活には早寝・早起き、食事などが、いわゆる規則正しい生活のリズムをとることが大切でありますし、このことを保健の学習とか、あるい

は学級活動などで日常的に指導を進めております。

しかし、早寝・早起きなどの、いわゆる基本的な生活習慣の育成というのは、これはもう家庭教育が欠かせませんので、家庭の協力がどうしても必要だということから、保護者にも研修などを通して啓発をしているところでございます。

それから、早寝・早起き・朝ごはん運動が県民運動であるということも周知し、夏休みにはラジオ体操に出席することの意義も呼びかけておるところでございます。

それから、3つ目は、栄養教諭等による指導、中学校も含めてですが、そういうことだったと思いますが、まず、先ほど答弁しましたように、本市には栄養教諭が1名勤務をしております。現在のところ、市内6小学校に給食指導をはじめ、栄養指導を計画的に実施しておりますが、中学校まで時間的な余裕がないというのが実情でございます。

したがって、当面中学校におきましては学級担任が給食指導、それから家庭科の時間に教員がその学習の中で食生活と栄養について指導をするということで対応をいたしますが、先ほどもありましたように、県へは栄養教諭の増員を強く要望してまいりたいと、このように思います。

それから、学校間の格差の話だったと思うんですが、私の手持ちの資料では、栄養教諭が各小学校で計画を立てまして、まんべんにと言いますか、食に関する指導をしております。

それから、教科では家庭科とか、あるいは保健体育ですね、それから生活科等で指導をしておりますし、それから、給食センターだよりの発行とか、それから給食指導用の資料でランチメッセージの作成でありますとか、あるいは生産者との連携でありますとか、そういうような取り組みをしておるところでございますけれども、格差といいますか、差があるというようなことは、一度再点検をしていこうと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは、多重債務の連絡会議の2回では十分かというようなご質問でございました。この会議につきましては、必ずしも2回ということでは限っておらないんですが、先ほどお答え申した中では、ある程度要項の中では基本的には2回をベースに進めていこうという思いでお答えを申し上げました。

今後、必要に応じて開催をしていきたいというふうに考えておりますし、先ほどこの会

議内容についても事前に資料をもらっていた中で、昨年の2回目につきましては、ここに金融庁が定めております多重債務マニュアルというものがあります。訪問の仕方とか、対応の仕方ですね、また債務整理の具体的な部分というのができるだけわかりやすく載っています。この部分についてもある意味では初めて研修もするということがありますので、この部分については一層職員に周知するなり、ロールプレイングというのか、そういうような形で学んでもいきたいと考えておりますし、今、全国でも消費生活相談というのか、多重債務を受けて、野洲市も紹介を受けていまして、この中にも参考となる取り組みとして鹿児島県の奄美市と滋賀県の野洲市、岩手県という3つの事例も載せていただいておりますので、一層これに応えるべく指導職員も取り組んでいかなければならない。

先ほど、人事異動等ということもありますので、今年全職員をやっぱりまず基本的なものを学んでいただくということで、この5月に研修会を開催をいたしまして、専門の弁護士の方に実態というのを学ばせていただきましたので、そういう意味ではいろんな内容というのか、講師を招きながら、この会議とあわせて、職員にも学んでいただける機会を今後もふやしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは最後に、市民生活相談室の取り組みについてだけ、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

先ほど総務部長の答弁の中で、各地区割で訪問を嘱託職員の方がされているということで、そういった形で多分格差、その方の力量とか、いろいろあると思うんですけども、その辺をしっかりと取りまとめてアドバイスされたりとか、そういった年間の目標に対してそういう調整とかはどういう形でされているのか、足並みがきちっとそろっていて、各地区地区によってきちっとそろってできているのかどうか、そういうことがちょっと今、地区割ということを知って感じたんですけども、私は嘱託職員任せじゃなくて、やはりそれをしっかりと納税推進室の責任として、もっと具体的な方針を取りまとめていく体制づくりが必要ではないかというふうに思います。ちょっとその辺の連携とか、きちっと取りまとめておられるのか、再度お伺いしたいと思います。

今回の多重債務対策につきまして、私も何回か研修にも行かせていただき、我が相談員の方の報告とかパネルディスカッションとかを聞かせていただき、本当に非常に野洲市が注目を集めているということも経験しております。新聞にも年間たくさん報道されておまして、8月にも6月12日にはこの視察に見えました栃木県の下野新聞というところで、

命をつなぐというところで相談員の方が大きく、滋賀の相談員の名前が書かれて紹介されております。本当に一步踏み込む行政を野洲市はしているということで、大きくアピールされておりました。

また、最近では8月25日の毎日新聞、皆さんも見られたかと思いますが、「風知草」というテーマで、「相談窓口から見た『消費者庁』」ということで、これは我が市の相談員に金融庁がいろいろと現場の声ということで聞き取り調査もしており、また、私どもの相談員が金融庁の方に出向いているんな報告もされております。今回、消費者庁を設立するにあたって、28日ですか、野田聖子衆議院議員も我が市の相談体制の現場の声を聞いて設立したいということで、頼りに見えて1時間懇談されたと聞いて、本当に1時間、しっかりとお話を聞いて帰られたというふうに聞いておりおます。本当に全国紙に大きく野洲市がいろんな形でアピールされておりますし、こういうことができるのも山崎市長、もう10月で終わりですけども、山崎市長が本当に市民一人ひとりの心から幸せを願っておられる思いをこの消費生活相談員に対して、もう絶大なる応援をされて、本当に全国各地で講演しながら全国の多重債務で困っている人までも救っているというのが野洲市であるというふうに、市議会の方の研修があるときに野洲市に行って勉強して、多くの我が市の市民が助かりましたという声も聞いているんです。そういう意味では野洲市長が本当に一生懸命市民のために築いてこられたこういったいい点を、本当によりさらに充実させていっていただけるように、この多重債務相談、本当にすばらしい形でこういう体制づくりがつけられております。

しかし各課、また各支援センターですね、社会福祉協議会とか、ここに載っているところがきちっと対応して動かなかつたら、これもやはり体制づくりが形だけになってきますので、部分的にはたくさん連携されているところと、税務課とか保険年金課とか、本当に連携されているところはたくさんあるようですけども、まだ部署によっては全然連携がとれていないところもあるように聞いておりますので、ぜひこのネットワークを活用した多重債務相談窓口の取り組み、さらなる充実をしていただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 梶山議員の再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

地区担当制で臨んでいるが、職員間においての格差というものがある意味見受けられるということで、その調整をどのようにされておるのかというようなご質問だったと思いま

す。これにつきましては先ほども申し上げましたように、当然この納税相談なり滞納整理に関しましては、先ほど申しましたようなカウンセリングシート、こうしたものを用いて臨んでおるわけですが、当然すべての職員が統一した指導方針というのをきちっとやはり身に付け、また持つことがこれは肝要なことだと思っております。

そうした中で、毎日納税推進室の中では室長を中心といたしまして、毎朝ミーティングを実施をしております、そうしたことのレベルの均一化、向上を図るように指導をしているところでございますので、また、そうしたことが仮に起こった場合、必要な場合は他の職員が応援に回るとか、協力をしながら対応させていただいている状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第11号、第20番、田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） 質問に入る前に、山崎市長と対面して一般質問をするのは最後かなという思いをしております。山崎市長におかれましては、昭和28年、野洲町の職員として勤められ、また昭和59年にはその当時の宇野勝町長の補佐役として、助役として務められてこられました。その後、宇野勝町長が平成7年退任にあたり、後継者として今の山崎市長を指名され、住民の信任を受けられ、今日まで来られたわけでございます。

町長になられてその間、今日まで平成の合併という大きな課題を抱えながら、中主町、野洲町の合併が16年でしたか、成立いたしましたして、大きな市としてスタートしてまいったわけでございます。その当初の市長として信任を得られ、今日までいろいろその課題解決に向けこられたわけでございます。そういったいろいろの時代の経過と共に、皆さんの負託に答えてこられたと、行政マンとして非常に敬意を表する次第でございます。

これは、誰もがこのような長い務めができるものではございませんが、今後、市長におかれましては十分健康に留意されまして、地域発展のためにご尽力を賜りますようお願いいたしまして、本題の一般質問に入らせていただきます。

それでは、私は高齢化率の格差について質問をさせていただきます。

高齢化率の格差といいますと、もう格差の高いところの抑制についての質問でございます。社会経済の進展に伴い、少子高齢化、核家族化の進行や社会情勢の変化に伴い、社会経済の持続的な発展への影響が懸念されています。そのため、今日においては高齢者関係の施策に加え、雇用対策や子育て支援など、現役世代を対象とした施策の充実を求められている状況であります。

2008年厚生労働白書によりますと、将来の予測では2055年には現在1億2,700万人余りの人口が9,000万人弱で、出生率が1.26と本格的な少子高齢化の時代がやってくると発表されました。そうなってきますと、暮らしを支える家計も所得の格差の拡大が生じてくることも予想され、それらは高齢者が最も大きな要因であると言われています。今後、少子高齢化が進むにつれて、さまざまな形で格差が生まれてくるのではないかと、懸念いたしております。

そこで、私は9月15日敬老の日になんで、自治会別の高齢化率の現状を検証いたしましたところ、格差が見受けられ、自治会によっては今後格差が進んでいくことも予測され、ともすれば自治会の機能が低下してしまうことも考えられます。本市としてどのような方策を考えておられるのか、解消に向けての見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 田中議員の高齢化率の格差についてのご質問にお答えを申し上げます。

野洲市における平成20年4月1日現在の高齢化率は18.4%でございます。高齢化率の高い自治会では長島、北櫻、入町などが30%を超えております。

一方、高齢化率の低い自治会につきましては、アルティプラザ野洲、レックス・フェスタ、みすいでんなどが5%を切っているというところでございます。自治会間での格差がまた見られるものでございます。

議員ご指摘のように、高齢化率の高い自治会におきましては、防災の対策面、また防犯活動への取り組み、あるいはひとり暮らし高齢者や高齢世帯の増加によりまして、自治会活動、また地域福祉活動の中心となる役員が、その担い手が不足するなど、懸念がされているものでございます。

このようなことから、自助である住民自らの自立への努力、共助である住民相互の支え合い、さらには公助である公的サービス等が相まって、自助・共助・公助の考え方に基づく地域福祉のまちづくりが重要なこととなってきております。

野洲市では、市民、また市民活動団体との連携により、協働のまちづくりを推進しております。一例を申し上げますと、近江富士団地においては市民活動団体のひまわり会が高齢者と地域の人々、子どもたちもあわせて、交流の場のサロンを開催をされます。地域で共に支え合うという取り組みが広がりまして、魅力ある地域づくりに大きな成果を上げておられるところでございます。

高齢化が進む中、若者も地域、自治会から、どうしても核家族化の流れでどうしても転出するというそういう中に、これからやっぱり協働のまちづくりの推進を進めると共に、少子化対策を進めることで安心して子どもを産み育てられる地域づくり、また、まちを活性化することによりまして、若者がいつまでも住み続けたいと思うような活力のあるまちづくりを市民の皆様の知恵と力を合わせまして、進めていかなければならないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） ただいまの回答をいただきました。私は、高齢化率の格差の解消の答えではなかったのかなというような思いをしております。高齢者の施策をお聞きをしておるのではありません。私の考えといたしましては、高齢化率の高い自治会は、ほとんど都市計画法に定められている市街化調整区域という土地利用の規制がかかっておりまして、例えば、空き家利用は誰でも居住できますけれども、その空き家を解体して更地にした場合、限定されておるということが弊害ではなかろうか。それを解消するためには土地利用の規制緩和なり、また、特例等を設けることによって活性化が生まれてくると思っておりますが、その点はどうか。

また、老人福祉の観点ではなく、側面から支援も考えて進めていかななくては、これは抑制されることはできません。よって、市全体としてもそういう都市計画法の枠、網がかかっておる、そしてまたそれ以上に若者が市全体として、ただいま申されましたように、住みやすい環境づくりが一番必要ではないかと思っておりますが、再度お答えをお願いいたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） ただいま、田中議員の方から高齢化率の高い自治会への対策として、土地利用の規制緩和についてのお話ございましたので、所管部としてお答えをさせていただきます。

本市におきます高齢化率の高い自治会といいますのは、先ほどもお話のありましたように、市街化調整区域となっている自治会がほとんどでございます。市街化調整区域につきましては都市計画法により市街化を抑制するための土地利用の規制がされておるということは十分ご承知かと思っておりますけれども、しかしながら、ただいま田中議員のご指摘のとおり、高齢化の解消に向けた対策の観点から見ますと、土地利用の規制緩和も市街化調整区域の自治会等を活性化するという面では有効と考えております。

ご提案いただきました件につきましては、県の開発許可基準検討委員会などの意見交換の場もございますので、今後市としてもそういった規制緩和についても提案をいたしまして、また県を通して国の方にもそういった高齢化の対策として要望をしていただくように働きかけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（林 克君） 田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） いつかちょっと忘れましたが、新聞紙上にも書かれておりました。ちょっとどこか地域は忘れましたが、過疎化になって、おばあさん、おじいさんが住んで、野良猫が物すごく住んできた。野良猫と一緒に生活しないとならん。野良猫がはびこってきたというようなことも書かれておりました。これは現実のことでもございました。

そういったことで、ふるさとが荒れ果てればこの国は滅びると言われていますように、野洲市がなくなることも、1つの自治体がなくなることも予測されます。そういったことから即効性はないけども、やはり今から国、県等にその解消に向けての取り組みをしていただくよう、また、やっぱり毎年その高齢化率を検証しながら手だてを早く打つということも肝心ではなからうかなという思いをしております。そういうことから、ひとつ今後その解消に向けて国、県に要望をしていただき、一日でも早く若い方が住んでいただき、地域の活性化に向くようひとつお願ひいたしまして、要望としておきます。

以上です。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明6日及び7日は、会議規則第10条第1項の規定に基づき休会であります。なお、8日には午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦勞さまでした。（午後4時18分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年9月5日

野洲市議会議長 林 克

署 名 議 員 本 田 章 紘

署 名 議 員 田 中 良 隆